官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（三四）　四
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三五）　五
○こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（三六）　八
○総務省組織令の一部を改正する政令（三七）　九
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八）　一〇
○自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令（三九）
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（四〇）
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（四一）
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（四二）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（四三）　一二
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（四四）　一三

〔省　令〕
○加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（**財務・経済産業・環境**一）　一四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**二四）　一五
○日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**二五）　一六
○モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（**経済産業・環境**二）　一七
○携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（**同**三）　一七

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）　一八
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**八）　一九
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**九）　二〇
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**三九三）　二〇
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**三九四）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**三九五）　二二

〔その他告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**七七）　二三
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**七八）　二三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**七九）　二五
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**三九〇）　二七
○稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**三九一）　二八
○高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**三九二）　二九
○上五島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**三九三）　三一

〔人事異動〕
文部科学省　三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三二
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、本州四国連絡高速道路株式会社工事一部完了、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告　五三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第三十四号）（内閣官房）

1　内閣審議官の存置期限に関する規定の整備

令和八年三月三十一日まで置かれる内閣審議官三人のうち、二人の存置期限を撤廃し、一人の存置期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三十五号）（内閣府本府）

1　科学技術・イノベーション推進事務局に置かれる参事官の定数を改める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（政令第三十六号）（こども家庭庁）

1　支援局の所掌事務に、こどもに係る自殺対策に関することを追加する。（第四条及び第二十条関係）

2　長官官房審議官の時限を撤廃する。（原始附則第二条関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三十七号）（総務省）

1　情報流通行政局に置かれる参事官を廃止する。（第七十六条、第八十六条及び改正前の附則第十七条関係）

2　その他規定の整備をする。

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（改正令附則関係）

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三十八号）（法務省）

1　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、関係政令について、所要の規定を整備する。（第一条～第二十五条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置について定める。

◇自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令（政令第三十九号）（防衛省）

第1　自衛隊法施行令の一部改正

自衛隊の使用する航空機に係る航空法の特例を改めるとともに、装備移転航空機に係る同法の特例を定める。（第百四十九条関係）

第2　航空法施行令の一部改正

国土交通大臣の権限に属する事項で防衛大臣に委任する事項について、その対象に装備移転航空機を追加する。（別表関係）

第3　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第四十号）（厚生労働省）

1　労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理等を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四十一号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、十四億九千万円に改める。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円に改める。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二千百万円に改める。（第三条関係）

4　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四十二号）（厚生労働省）

1　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

介護保険の令和六年度から令和八年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等の特例を定める。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第四十三号）（厚生労働省）

第1　国民年金法施行令の一部改正

1　市町村長が行う事務として、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者が国民年金の任意加入被保険者の特例による被保険者となるための申出の受理等に関する事務を追加する。（第一条の二関係）

2　国民年金法附則第九条の四の七の規定により同法等の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかった場合等における保険料の納付等が可能となる手続として、1における申出を追加する。（第十四条の十六関係）

第2　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

初診日が令和十八年四月一日前にある日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間を有する者に係る国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。（第二十四条第二項関係）

第3　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項に規定する同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものについて第2に準じた改正を行う。（第七条第二項関係）

第４　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十条第三項に規定する同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものについて第２に準じた改正を行う。（第六条第二項関係）

第５　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律において、存続厚生年金基金及び存続連合会については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書きの規定はなお効力を有することとされたことを踏まえ、関係規定の整備を行う。（第三条第一項、第四十九条第一項関係）

第６　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、国によって保険料の納付が行われたことにより保険料納付済期間とみなされた期間等を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定において、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を含める。（第十条第二項関係）

第７　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、国によって保険料に相当する費用を負担したことにより保険料納付済期間とみなされた期間等を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定について、第６に準じた改正を行う。（第九条第二項関係）

第８　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正

六十五歳において保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない者であって、死刑再審無罪者によって保険料の納付が行われたことにより保険料納付済期間とみなされた期間を有するものの老齢基礎年金の受給資格期間の算定について、第６に準じた改正を行う。（第三条第二項関係）

第９　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正

１　六十五歳以上七十歳未満の者のうち、一定の保険料納付済期間、保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の受給資格期間の算定に当たっては、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を含める。（第九十八条の二関係）

２　その他所要の改正を行う。

第10　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

市町村長が行うこととする事務として、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入期間を有する者に支給する老齢基礎年金の受給権者に係る老齢年金生活者支援給付金の請求の受理等に関する事務を追加する。（第十五条第一項関係）

第11　確定拠出年金法施行令の一部改正

１　簡易企業型年金に係る規定を削除する。（改正前第十条の三、第十六条第二項、第三十七条関係）

２　事業主は、その実施する企業型年金の加入者が資格喪失が見込まれるとき等は、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならないものとする。（第二十五条第二項、第四十六条の二第一項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第12　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四十四号）（厚生労働省）

１　令和七年改正法附則第六条第二項の政令で定める場合

⑴　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。（第一条第一項関係）

イ　死亡一時金の支給事由が生じた日が令和八年三月三十一日以前である場合

ロ　父又は母が、死亡一時金の支給を受けた場合であって、かつ、令和十年四月一日以後に子と生計を同じくしなくなった場合

⑵　⑴ロに初めて該当するに至ったときは、令和十年四月から当該場合に該当するに至った日の属する月までの分の支給を停止する。（第一条第二項関係）

⑶　遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上である場合においては、⑴ロの規定は、それぞれの子について適用する。（第一条第三項関係）

２　令和七年改正法附則第三十四条第六項の坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち、政令で定めるものは、次に掲げるものとする。（第二条関係）

⑴　坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給義務

⑵　石炭鉱業年金基金に所属する土地、建物、工作物及び物品に関する権利及び義務

⑶　坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち、⑴及び⑵に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

３　任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失等

⑴　昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者の国民年金の任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失について、その受給権を有している場合には任意加入することができない老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を定める。（第三条第一項関係）

⑵　特例に関し、その他所要の規定を整備する。（第三条第二項、第四条関係）

４　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十四号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三人は、令和八年三月三十一日」を「一人は、令和十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条の四第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「四人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十六号

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号及び第三十二号ハ中「第四条第九号」を「第四条第十号」に改める。

第四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　こどもに係る自殺対策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第二十条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　こどもに係る自殺対策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第一項中「及び参事官一人」を削る。

第七十八条第一号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七十九条第三号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第八号中「及び参事官」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　削除

附則中第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程の一部改正）

第一条　政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程（明治二十六年勅令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又ハ第二項」を「乃至第三項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「判決書」を「電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（検察審査会法施行令の一部改正）

第三条　検察審査会法施行令（昭和二十三年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「の送達」を「の規定による送達」に、「公示送達に関する」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十五の表第四号中「一の項から七の項まで、一〇の項、一一の二の項ロ、一三の項及び一四の項」を「一〇の項ロ及び一三の項から一四の二の項まで並びに別表第二の一の項から七の項まで及び一一の項」に改める。

（鉱業登録令の一部改正）

第五条　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第二十九条中「まつ消した」を「抹消した」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第三十五条の見出し及び同条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第三十七条第三項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十九条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第四十一条第二項及び第三項、第四十七条第二項並びに第六十条中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（自動車登録令の一部改正）

第六条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第三十二条中「まつ消」を「抹消」に改め、「添えて」を削り、「を添附しなければ」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十三条の見出し中「まつ消した」を「抹消した」に改め、同条中「まつ消した」を「抹消した」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第三十五条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十六条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（漁業登録令の一部改正）

第七条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し及び同条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「を添附すれば」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付すれば」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第三十二条第一項中「抄本」を「抄本又は

（土地収用法施行令の一部改正）

第八条　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百二条」を「第九十九条、第百条第一項及び」に改め、「及び第百九条」を削り、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、「成年被後見人」と」の下に「、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と」を加え、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と」を削る。

第六条第三項中「第百二条」を「第九十九条、第百条第一項及び」に改め、「及び第百九条」を削り、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、「成年被後見人」と」の下に「、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と」を加え、「、同法第百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と」を削る。

第九条　航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第二十四条中「まつ消」を「抹消」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十五条の見出し中「まつ消した」を「抹消した」に改め、同条中「まつ消した」を「抹消した」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十九条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「まつ消」を「抹消」に改める。

第三十一条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第四十三条中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（特許登録令の一部改正）

第十条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十四条第一項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

第二十五条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十四条の見出し中「抹消した」を「抹消した」に改め、同条中「抹消した」を「抹消した」に、「を添附しなければ」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「を添附した」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「抹消」を「抹消」に改める。

第五十四条第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第五十五条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条中「抹消」を「抹消」に、「を添附しなければ」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

（実用新案登録令の一部改正）

第十一条　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第六条の二中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第六条の四第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（意匠登録令の一部改正）

第十二条　意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第六条の二中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第六条の四第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（商標登録令の一部改正）

第十三条　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第九条の六第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（ダム使用権登録令の一部改正）

第十四条　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「又は抄本を添附して」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付して」に改める。

第二十三条第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「添附して」を「添付して」に改める。

第三十二条第一項中「を添附しなければ」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

第三十五条中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に改める。

第四十一条の見出しを「（付記登録）」に改め、同条第一項中「附記」を「付記」に改め、同条第二項中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「附記」を「付記」に改め、同条第三項中「附記」を「付記」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第十五条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（特定鉱業権関係登録令の一部改正）

第十六条　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第十二条第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正）

第十七条　回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第三十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第三十七条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第五十条第二項、第五十一条第一項及び第五十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（公証人手数料令の一部改正）

第十八条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「文書の謄本」の下に「若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える。

（動産・債権譲渡登記令の一部改正）

第十九条　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は謄本」を「若しくは謄本又は当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「）第百二条」を「）第九十九条、第百条第一項」に、「、第百六条及び第百九条」を「及び第百六条」に、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第百九条中」を「第百条第一項中」に改める。

（小型船舶登録令の一部改正）

第二十一条　小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第二十一条及び第二十三条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十四条第二項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改める。

第三十五条第一項第三号中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条若しくは第百九条」を「若しくは第百八条」に改める。

第四十条第一項中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改める。

（不動産登記令の一部改正）

第二十三条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号ロ⑴中「同じ。）」の下に「、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この⑴において同じ。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容がファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。以下「電子判決書記録事項証明書」という。）又は電子判決書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって裁判所書

記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。以下「電子判決書記録事項電子証明書」という。）」を加える。

別表三十三の項添付情報欄イからハまでの規定及び同表三十八の項添付情報欄イからヘまでの規定中「正本」の下に「、電子判決書記録事項証明書又は電子判決書記録事項電子証明書」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「判決書」を「電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（事業性融資の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五号ただし書中「に限る」を「、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）又は電子判決書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）に限る」に、「同条第一項」を「準用不動産登記法第六十三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第九十六条第二項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の二第八項又は第九項の規定による訴え（以下この条において「署名効力訴訟」という。）であって施行日以後に提起されたものに係る判決が確定したときにする同法第七十四条第一項の規定による請求について適用し、施行日前に提起された署名効力訴訟に係る判決が確定したときにする同項の規定による請求については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二十四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条第二項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第八項の規定による訴え（以下この条において「合併署名効力訴訟」という。）であって施行日以後に提起されたものに係る判決が確定したときにする市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項及び第十一項並びに第五条第一項及び第十五項の規定による請求について適用し、施行日前に提起された合併署名効力訴訟に係る判決が確定したときにするこれらの規定による請求については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十九号

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条を次のように改める。

（航空法第六章及び第十一章の規定の適用の特例）

第百四十九条　自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（法第百七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条	国土交通省令で定める量	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量	
第六十四条	国土交通省令	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条、第一項、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合を除き、国土交通省令	次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより
第七十六条第一項		次に掲げる事故が発生し、当該事故が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には、国土交通省令で定めるところにより	ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。 ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。

第七十六条の二	国土交通省令で定めるところにより
第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合
第八十四条第二項	国土交通省令で定める
第八十八条及び第百三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める
第百三十二条の九十第二項	当該事故
第百三十二条の九十一	国土交通省令で定めるところにより

2　装備移転航空機（法第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（同項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条	国土交通省令で定める量	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機については、これらの者が協議して定める量
第七十六条第一項	次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故であり国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機について発生した事故である場合には防衛大臣に、それぞれ
第七十六条の二	国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態であり国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である航空機について発生した事態である場合には防衛大臣に、それぞれ
第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合	離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものとして、防衛大臣の許可を受けた場合
第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第八十八条及び第百三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める	当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に
第百三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が、装備移転航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事故であり国土交通省令で定める事故以外の装備移転航空機で発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を防衛大臣に、それぞれ
第百三十二条の九十一	国土交通省令で定めるところにより	国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に

（航空法施行令の一部改正）

第二条　航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「使用する航空機」の下に「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第一項に規定する装備移転航空機」を加える。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十五条第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第十五条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

附則第五条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

一　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）附則第三条

二　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）附則第三条

三　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）附則第二項

四　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）附則第二条

五　労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）附則第二項

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第三十二条第四項及び第七項の項中「第三十二条第六項及び第七項」を「第三十二条第七項及び第八項」に改め、「第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項」の下に「、第三十条の四第一項」を「含む。）、第三十条の三第一項若しくは第四項」の下に「（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）、第三十条の四第一項」を加え、同表第四十五条第二項の項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「同項」を「前二項」に、「前項」を「第一項」に改め、同表第百二十条第一号の項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「、同条第二項」を「若しくは第二項、同条第三項」に改め、同条第二項の表第三十六条の項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十二条第四項	第三十条の四第一項	第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項	第三十条の四第一項

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十五億円」を「十四億九千万円」に改める。

第二条中「一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円」を「一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円」に改める。

第三条中「二千二百万円」を「二千百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十二号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四十七条第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（令和六年度から令和八年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等に関する特例）

第三条の三　令和六年度から令和八年度までの計画期間における令和七年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の三第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（令和五年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

2　前項の令和七年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、令和七年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）の総額

3　両年度基金残高不足都道府県に係る第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額及び同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額及び第一項の同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額の合算額並びに第一項第一号」とする。

4　前項の両年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する令和七年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足するものであって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、令和七年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

5　令和六年度から令和八年度までの計画期間における令和八年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の三第六項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（令和五年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

6　前項の令和八年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの（第二項に規定する令和七年度基金残高不足都道府県を除く。）とする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十三号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第五項並びに」を「第五項、」に、「に規定する申出の」を「並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第四十条第一項、第二項及び第五項の規定による申出の」に、「及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する」を「、平成十六年改正法附則第二十三条第二項及び令和七年改正法附則第四十条第二項の規定による」に改め、同条第三号イ中「及び」を「、令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者及び」に改める。

第十四条の十六中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による申出

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十四条第二項の表第四十三条の項

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第七条第二項

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第六条第二項

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項本文の項中「第四項本文」を「第四項」に改め、同表改正前確定給付企業年金法第百十二条第六項の項を次のように改める。

改正前確定給付企業年金法第百十二条第六項	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	同法第九十八条第三項及び第四項本文	改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項

第三条第七項の表第二十六条の項中「第三十六条第四号」を「第三十四条の二第二号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十四条の二第二号イ	他制度加入者	他制度加入者（存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）の加入員を含む。以下同じ。）
	係る他制度掛金相当額	係る他制度掛金相当額（経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額をいう。以下同じ。）

第三条第七項の表第三十六条第四号の項を削る。

第四十九条第一項の表中「第九十八条第四項本文」を「第九十八条第四項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「及び平成十六年法律第百四号附則第二十三条第九項」を「、平成十六年法律第百四号附則第二十三条第九項及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第九項」に改める。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第十条第二項第三号

二　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第九条第二項第三号

三　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）第三条第二項第二号

第五条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十八条」を「―第九十八条の二」に改める。

第九章第一節中第九十八条の次に次の一条を加える。

（昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例）

第九十八条の二　法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であって、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに保険料四分の三免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が第十八条に規定する数以上であるものは、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年国民年金等改正法」という。）附則第四十条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。

2　前項の規定により令和七年国民年金等改正法附則第四十条第一項第二号に該当する者とみなされたものは、同条第六項の規定によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、法第八条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「及び旧国民年金法」を「、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第一項の規定による被保険者及び旧国民年金法」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第七条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「第十条の四ただし書」を「第十条の三ただし書」に改める。

第十条の三を削り、第十条の四を第十条の三とする。

第十一条の二中「第十条の四ただし書」を「第十条の三ただし書」に改める。

第十六条第二項を削る。

第二十五条第二項中「の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了した」を「において、その加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる」に改め、「ついて」の下に「、当該加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる日までに」を加え、「喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者」を「喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者」に改める。

第三十七条第一項の表第二十三条第一項の項を次のように改める。

第二十三条第一項	運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関」という。	以下「個人型運用関連運営管理機関」という。
	企業型年金規約	個人型年金規約（第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）

第三十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第四十六条の二第一項中「の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了した」を「において、その加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる」に改め、「ついて」の下に「、当該加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる日までに」を加え、「喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者（次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。）」を「喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者」に改め、同条第二項中「企業型年金加入者資格喪失者であるもの」を「もの（当該企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者に限る。）」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第六条第二項、第三十四条第六項、第四十条第一項ただし書及び第十二項並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和七年改正法附則第六条第二項の政令で定める場合等）

第一条　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「令和七年改正法」という。）附則第六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する死亡一時金の支給事由が生じた日が令和八年三月三十一日以前である場合

二　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する父又は母が、同項に規定する死亡一時金（その支給事由が生じた日が令和八年四月一日以後であるものに限る。）の支給を受けた場合であって、かつ、令和十年四月一日以後に同項に規定する子と生計を同じくしなくなった場合

2　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する遺族基礎年金は、前項第二号に掲げる場合に該当するに至ったとき（初めて当該場合に該当するに至ったときに限る。）は、同条第一項の規定にかかわらず、令和十年四月から当該場合に該当するに至った日の属する月までの分の支給を停止する。

3　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する子が二人以上である場合においては、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、それぞれの子について適用する。

（承継企業年金基金の成立の際、石炭鉱業年金基金から承継される権利及び義務）

第二条　令和七年改正法附則第三十四条第六項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務

二　石炭鉱業年金基金（石炭鉱業年金基金法第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。）に所属する土地、建物、工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）及び物品に関する権利及び義務

三　石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のもの

（任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失）

第三条　令和七年改正法附則第四十条第一項ただし書の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三　昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

六　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

七　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

八　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

九　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに同条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

十　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十一　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十二　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十三　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十五　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号において「廃止法」という。）附則第七条第一項の普通退職年金及び廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第九条第一項の普通退職年金

十六　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

2　厚生労働大臣は、令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項各号（第一号、第三号及び第九号を除く。）に掲げる給付（同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）の支給状況につき国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び当該給付に係る制度の管掌機関に対し、前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）に係る制度の加入状況につき実施機関たる共済組合等に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え）

第四条　令和七年改正法附則第四十条第十二項において国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
第一項各号に掲げる権限		社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）第二条及び附則第一条第七十四号、附則第四十条第一項及び第五項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限（以下この条において「申出の受理の権限」という。）

	の全部若しくは一部を行う	を行う
	若しくは不適当	又は不適当
	同項各号に掲げる権限の全部又は一部	申出の受理の権限
第四項	第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部	申出の受理の権限
	又は前項	又は同項
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第六項	第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部	申出の受理の権限
	又は第三項	又は同項
	同項各号に掲げる権限	申出の受理の権限
第七項	前各項	第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる権限	申出の受理の権限
	同項各号に掲げる権限	申出の受理の権限

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○財務省・経済産業省・環境省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十三条第一項の規定に基づき、加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）

第一条　加熱式たばこデバイスの製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済加熱式たばこデバイス（加熱式たばこデバイスが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）について、当該使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をする場所の指定又は回収ボックスの設置その他の自主回収のために必要な措置を講ずることにより、当該使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をするものとする。

２　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスを対価を得ないで自主回収をするものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

３　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をするに当たっては、加熱式たばこデバイスの販売（自ら輸入したものの販売を除く。）の事業を行う者に対し、必要な協力を求めるものとする。

４　事業者は、他の者に委託して使用済加熱式たばこデバイスの回収をする場合にあっては、当該回収を受託した者に対し、当該回収の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

５　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実施の状況を毎年度公表するものとする。

６　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するため、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をしている旨を、加熱式たばこデバイス及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載等の方法により、消費者に対し、情報の提供を行うものとする。

７　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収に関する定量的な目標を設定し、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効の確保のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

８　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をする場所その他使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（再資源化の目標に関する事項）

第二条　事業者は、前条第一項の規定による自主回収及び第四条第一項の規定による引取りに係る使用済加熱式たばこデバイスの部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該リチウム蓄電池の総重量に対する割合についての目標を、百分の三十を下回らない範囲内において定めるものとする。

（再資源化の実施方法に関する事項）

第三条　事業者は、第一条第一項の規定による自主回収又は第四条第一項の規定による引取りをしたときは、遅滞なく、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、使用済加熱式たばこデバイスの部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすることとする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

２　事業者は、他の者に委託して使用済加熱式たばこデバイスの再資源化をする場合にあっては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

３　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済加熱式たばこデバイスの再資源化の実施の状況を毎年度公表するものとする。

（市町村との連携に関する事項）

第四条　事業者は、当該事業者が製造等をした使用済加熱式たばこデバイスについて市町村から引取りを求められたときは、当該使用済加熱式たばこデバイスを引き取るものとする。

２　事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

（その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項）

第五条　事業者は、前各条の規定により使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～百八十一　（略）	一～百八十一　（略）
百八十二　六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類	（新設）
百八十三～三百六十二　（略）	百八十二～三百六十一　（略）
（医療等の用途）	（医療等の用途）
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	**第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。
一～五　（略）	一～五　（略）

六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（略）
六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール、その塩類及びこれらを含有する物	一　学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） 二　大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者による大麻草の加工の用途
（略）	（略）

七　（略）

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十七条の規定に基づき、日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国庫納付金の帰属する会計） **第九条**　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定（法第二十七条第二項第四号に掲げる業務及び第五号ホに掲げる事務（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第五条の二第一項の規定による事務に係るものに限る。）に係る国庫納付金にあっては、一般会計）に帰属する。	（国庫納付金の帰属する会計） **第九条**　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定（法第二十七条第二項第四号に掲げる業務に係る国庫納付金にあっては、一般会計）に帰属する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

七　（略）

○経済産業省・環境省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十三条第一項の規定に基づき、モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）

第一条　モバイルバッテリー（リチウム蓄電池を部品として使用する小型のものをいう。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済モバイルバッテリー（モバイルバッテリーが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）について、当該使用済モバイルバッテリーの自主回収をする場所の指定又は回収ボックスの設置その他の自主回収のために必要な措置を講ずることにより、当該使用済モバイルバッテリーの自主回収をするものとする。

2　事業者は、使用済モバイルバッテリーを対価を得ないで自主回収をするものとする。ただし、正当な理由がある場合又は当該使用済モバイルバッテリーが事業活動に伴って生じたものである場合は、この限りでない。

3　事業者は、使用済モバイルバッテリーの自主回収をするに当たっては、モバイルバッテリーの販売（自ら輸入したものの販売を除く。）の事業を行う者に対し、必要な協力を求めるものとする。

4　事業者は、他の者に委託して使用済モバイルバッテリーの回収をする場合にあっては、当該回収を受託した者に対し、当該回収の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

5　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済モバイルバッテリーの自主回収の実施の状況を毎年度公表するものとする。

6　事業者は、使用済モバイルバッテリーの自主回収の実効を確保するため、使用済モバイルバッテリーの自主回収をしている旨を、モバイルバッテリー及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載等の方法により、消費者に対し、情報の提供を行うものとする。

7　事業者は、使用済モバイルバッテリーの自主回収に関する定量的な目標を設定し、使用済モバイルバッテリーの自主回収の実効の確保のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

8　事業者は、使用済モバイルバッテリーの自主回収をする場所その他使用済モバイルバッテリーの自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済モバイルバッテリーの自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（再資源化の目標に関する事項）

第二条　事業者は、前条第一項の規定による自主回収及び第四条第一項の規定による引取りに係る使用済モバイルバッテリーの部品に使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該リチウム蓄電池の総重量に対する割合についての目標を、百分の三十を下回らない範囲内において定めるものとする。

（再資源化の実施方法に関する事項）

第三条　事業者は、第一条第一項の規定による自主回収又は第四条第一項の規定による引取りをしたときは、遅滞なく、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、使用済モバイルバッテリーの部品に使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすることとする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

2　事業者は、他の者に委託して使用済モバイルバッテリーの再資源化をする場合にあっては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

3　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済モバイルバッテリーの再資源化の実施の状況を毎年度公表するものとする。

（市町村との連携に関する事項）

第四条　事業者は、当該事業者が製造等をした使用済モバイルバッテリーについて市町村から引取りを求められたときは、当該使用済モバイルバッテリーを引き取るものとする。

2　事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

3　事業者は、前項の規定により公表した条件に基づき適切に分別された使用済モバイルバッテリーについては、対価を得ないで引き取るものとする。

（その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項）

第五条　事業者は、前各条の規定により使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第三号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十三条第一項の規定に基づき、携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）

第一条　携帯電話用装置（リチウム蓄電池を部品として使用する携帯電話用装置（密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）に基づき、リチウム蓄電池の自主回収及び再資源化をするものを除く。）をいう。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済携帯電話用装置（携帯電話用装置が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）について、当該使用済携帯電話用装置の自主回収をする場所の指定又は回収ボックスの設置その他の自主回収のために必要な措置を講ずることにより、当該使用済携帯電話用装置の自主回収をするものとする。

2　事業者は、使用済携帯電話用装置を対価を得ないで自主回収をするものとする。ただし、正当な理由がある場合又は当該使用済携帯電話用装置が事業活動に伴って生じたものである場合は、この限りでない。

3　事業者は、自主回収の途中においても、当該自主回収の実施の状況を把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収をするに当たっては、携帯電話用装置の修理又は販売（自ら輸入したものの販売を除く。）の事業を行う者に対し、必要な協力を求めるものとする。

５　事業者は、他の者に委託して使用済携帯電話用装置の回収をする場合にあっては、当該回収を受託した者に対し、当該回収の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

６　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済携帯電話用装置の自主回収の実施の状況を毎年度公表するものとする。

７　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するため、使用済携帯電話用装置の自主回収をしている旨を、携帯電話用装置及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載等の方法により、消費者に対し、情報の提供を行うものとする。

８　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収に関する定量的な目標を設定し、使用済携帯電話用装置の自主回収の実効の確保のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

９　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収をする場所その他使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（再資源化の目標に関する事項）

第二条　事業者は、前条第一項の規定による自主回収及び第四条第一項の規定による引取りに係る使用済携帯電話用装置（携帯電話用装置として利用することができる状態にされるものを除く。）の部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該リチウム蓄電池の総重量に対する割合についての目標を、百分の三十を下回らない範囲内において定めるものとする。

（再資源化の実施方法に関する事項）

第三条　事業者は、第一条第一項の規定による自主回収又は第四条第一項の規定による引取りをしたときは、遅滞なく、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、使用済携帯電話用装置の部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすることとする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、当該使用済携帯電話用装置を携帯電話用装置として利用できる状態にすることを妨げるものではない。

３　事業者は、他の者に委託して使用済携帯電話用装置の再資源化をする場合にあっては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

４　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済携帯電話用装置の再資源化の実施の状況を毎年度公表するものとする。

（市町村との連携に関する事項）

第四条　事業者は、当該事業者が製造等をした使用済携帯電話用装置について市町村から引取りを求められたときは、当該使用済携帯電話用装置を引き取るものとする。

２　事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

（その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項）

第五条　事業者は、前各条の規定により使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
六年以下	年一分六厘五毛
六年を超え七年以下	年一分七厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え十年以下	年一分九厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分五毛

改正前	
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とする。	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
五年以下	年一分六厘五毛
五年を超え六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え九年以下	年一分九厘五毛
九年を超え十年以下	年二分五毛

十一年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分二厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分五厘
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分六厘五毛
六年を超え七年以下	年一分七厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え十年以下	年一分九厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分五毛

十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十三年以下	年二分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え十八年以下	年二分六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分七厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分六厘五毛
五年を超え六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え九年以下	年一分九厘五毛
九年を超え十年以下	年二分五毛

十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十三年以下	年二分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分四厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え十八年以下	年二分六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分七厘

十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十三年以下	年二分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分四厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分五厘
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・九五パーセントを超える場合は、年三・九五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・九〇パーセントを超える場合は、年三・九〇パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百九十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分五厘以内となる資金にあっては、年三分七厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分七厘以内となる資金にあっては、年三分九厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百九十四号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限）		（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分七厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分五厘	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分七厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分七厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分七厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分七厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分七厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分七厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分七厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分七厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分七厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分七厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百九十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分七厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第七十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所有者	所有者
価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[（1）～（5）略] [削る]	[（1）～（5）同左] （6）株式会社ＪＲ東日本商事（青い森鉄道株式会社が使用するものに限る。）同左
（6）～（13）[略]	（7）～（14）[同左]

改正後	改正前
(　14)　宇都宮ライトレール株式会社（栃木県内の二以上の市町村にわたって　栃木県知事て走行する車両に係るものに限る。）	［新設］
［(　15)～(　79)　略］	［(　15)～(　79)　同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所　有　者	所　有　者
［(　1)～(　59)　略］	［(　1)～(　59)　同左］
(　60)　株式会社ＪＲ東日本商事（青い森鉄道株式会社が使用するものに限る。）	［新設］
２　次に掲げる登録記号の航空機	２　次に掲げる登録記号の航空機
登　録　記　号	登　録　記　号
［(　1)～(　21)　略］	［(　1)～(　21)　同左］
(　22)　ＪＡ03ＱＱ	［新設］
(　23)～(　148)　［略］	(　22)～(　147)　［同左］
(　149)　ＪＡ23ＪＪ	［新設］
(　150)～(　194)　［略］	(　148)～(　192)　［同左］
(　195)　ＪＡ222Ｐ	［新設］
(　196)～(　202)　［略］	(　193)～(　199)　［同左］
(　203)　ＪＡ228Ｐ	［新設］
(　204)～(　230)　［略］	(　200)～(　226)　［同左］
(　231)　ＪＡ31ＭＣ	［新設］
(　232)～(　640)　［略］	(　227)～(　635)　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第七十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶
次の船舶	次の船舶
船舶番号　船　舶　名	船舶番号　船　舶　名
［(　1)～(　11)　略］	［(　1)～(　11)　同左］
［削る］	(　12)　292―41622　第三十八日の出丸
(　12)～(　15)　［略］	(　13)～(　16)　［同左］

（　16）	292―53901	第三十八日の出丸
［（　17）～（　19）　略］		
［削る］		
（　20）	［略］	
［削る］		
（　21）～（　42）	［略］	
（　43）	130420	第二三徳丸
（　44）～（　65）	［略］	
［削る］		
（　66）～（　72）	［略］	
［削る］		
（　73）～（　78）	［略］	
［削る］		
（　79）	133223	第三ますとみ丸
（　80）～（　97）	［略］	
［削る］		
［削る］		
（　98）～（　109）	［略］	
（　110）	134183	第二十七太海丸
（　111）～（　113）	［略］	
［削る］		
（　114）～（　143）	［略］	
［削る］		
（　144）～（　230）	［略］	
［削る］		
（　231）～（　247）	［略］	
［削る］		
（　248）～（　267）	［略］	
［削る］		
（　268）～（　272）	［略］	
（　273）	140003	はくおうＩＩ
（　274）～（　444）	［略］	
（　445）	140902	協同五号
（　446）	［略］	
（　447）	140909	第十五エーコープ
（　448）～（　490）	［略］	
（　491）	141136	第十若吉丸
（　492）～（　620）	［略］	
［削る］		
（　621）～（　643）	［略］	
［削る］		

［新設］		
［（　17）～（　19）　同左］		
（　20）	1403	2001テトラ号
（　21）	［同左］	
（　22）	2647	黒潮
（　23）～（　44）	［同左］	
［新設］		
（　45）～（　66）	［同左］	
（　67）	132571	平成丸
（　68）～（　74）	［同左］	
（　75）	132939	瑞光
（　76）～（　81）	［同左］	
（　82）	133208	ｍａｒｕｍａｓａ８号
［新設］		
（　83）～（　100）	［同左］	
（　101）	133811	函洋丸
（　102）	133891	紫隆丸
（　103）～（　114）	［同左］	
［新設］		
（　115）～（　117）	［同左］	
（　118）	134260	ｋｙｏｓｉｎ　ｏｒｉｏｎ号
（　119）～（　148）	［同左］	
（　149）	135276	第十興徳丸
（　150）～（　236）	［同左］	
（　237）	136822	しんみち丸
（　238）～（　254）	［同左］	
（　255）	137033	はるかぜ
（　256）～（　275）	［同左］	
（　276）	137212	栄和丸
（　277）～（　281）	［同左］	
（　282）	140003	はまなす
（　283）～（　453）	［同左］	
［新設］		
（　454）	［同左］	
［新設］		
（　455）～（　497）	［同左］	
（　498）	141136	第八幸秀丸
（　499）～（　627）	［同左］	
（　628）	141734	山洋丸
（　629）～（　651）	［同左］	
（　652）	141825	ＥＬＥＧＡＮＴ　ＳＡＬＵＴＥ

（　644）～（　773）	［略］		［同左］
［削る］			
（　774）～（　873）	［略］		［同左］
［削る］			
（　874）～（　886）	［略］		［同左］
（　887）	142636	ＭＯＲＮＩＮＧ　ＣＲＥＳＴ	（　898） 142636　ＣＯＵＲＡＧＥＯＵＳ　ＡＣＥ
（　888）～（ 1515）	［略］		（　899）～（ 1526） ［同左］
（ 1516）	144783	ＩＲＯＮ　ＰＨＯＥＮＩＸ	［新設］
（ 1517）～（ 1545）	［略］		（ 1527）～（ 1555） ［同左］
（ 1546）	144881	大福丸	［新設］
（ 1547）～（ 1570）	［略］		（ 1556）～（ 1579） ［同左］
（ 1571）	144961	ＳＧ　ＬＡＧＯＯＮ	［新設］
（ 1572）～（ 1579）	［略］		（ 1580）～（ 1587） ［同左］
（ 1580）	144983	プリンセス　ベル	［新設］
（ 1581）	144985	天春	［新設］
（ 1582）～（ 1585）	［略］		（ 1588）～（ 1591） ［同左］
（ 1586）	144998	第八幸秀丸	［新設］
（ 1587）・（ 1588）	［略］		（ 1592）・（ 1593） ［同左］
（ 1589）	145010	ＴＵＢＡＲＡＯ　ＭＡＲＵ	［新設］
（ 1590）	145011	はるかぜ	［新設］
（ 1591）	145017	ＤＡＷＮ　ＨＯＲＩＺＯＮ	［新設］
（ 1592）	145012	ＳｅａＭＡＸ	［新設］
（ 1593）	145018	第三十住若丸	［新設］
（ 1594）	145021	若秀丸	［新設］
（ 1595）・（ 1596）	［略］		（ 1594）・（ 1595） ［同左］
（ 1597）	145036	ＥＵＰＨＯＮＹ　ＡＣＥ	［新設］
（ 1598）	145037	ＳＷＡＮ　ＡＣＥ	［新設］
（ 1599）	145038	ＤＩＶＩＮＥ　ＡＣＥ	［新設］
（ 1600）	［略］		（ 1596） ［同左］
（ 1601）	145041	ＳＡＩＫＯ	［新設］
（ 1602）	145044	しんゆう	［新設］
（ 1603）	145049	新希洋	［新設］
（ 1604）	145052	ＳＡＫＵＲＡ　ＢＲＩＧＨＴ	［新設］
（ 1605）～（ 1615）	［略］		（ 1597）～（ 1607） ［同左］
（ 1616）	990019	第三三徳丸	［新設］
（　783）	142257	ＮＯＢＬＥ　ＳＡＬＵＴＥ	
（　784）～（　883）	［同左］		
（　884）	142562	ＯＷＡＲＩ　ＭＡＲＵ	
（　885）～（　897）	［同左］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(105)　略］	［(　1)～(105)　同左］
［削る］	(106)　米子バイオマス発電合同会社（米子バイオマス発電所の送電線に係るものに限る。）／ 鳥取県知事
(106)～(126)　［略］	(107)～(127)　［同左］
(127)　株式会社イデック（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。）／ 佐賀県知事	(128)　株式会社井手電工（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。）／ 佐賀県知事
(128)～(141)　［略］	(129)～(142)　［同左］
(142)　吉田産業株式会社（宮崎県内の二以上の市町村にわたって所在する配管に限る。）／ 同	［新設］
［(143)～(149)　略］	［(143)～(149)　同左］
［4　略］	［4　同左］
5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　23)　略］	［(　1)～(　23)　同左］
［削る］	(　24)　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ（大阪府内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）／ 同
(　24)～(　46)　［略］	(　25)～(　47)　［同左］
［6～10　略］	［6～10　同左］

11　次に掲げる者が所有する償却資産	11　次に掲げる者が所有する償却資産
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　6)　略］	［(　1)～(　6)　同左］
(　7)　株式会社グリーンパワーインベストメント（北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） / 同	［新設］
(　8)～(　11)　［略］	(　7)～(　10)　［同左］
(　12)　株式会社アイビーシー岩手放送（岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） / 同	［新設］
(　13)　株式会社岩手朝日テレビ（岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） / 同	［新設］
(　14)　株式会社テレビ岩手（岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） / 同	［新設］
(　15)～(　60)　［略］	(　11)～(　56)　［同左］
(　61)　日本放送協会（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在する共同受信装置に限る。） / 同	(　57)　日本放送協会（岐阜県内の二以上の市町にわたって所在する共同受信装置に限る。） / 同
(　62)～(　67)　［略］	(　58)～(　63)　［同左］
(　68)　グリーンシティコム株式会社（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。） / 同	(　64)　グリーンシティケーブルテレビ株式会社（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。） / 同
(　69)～(　93)　［略］	(　65)～(　89)　［同左］
(　94)　日本放送協会（愛媛県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） / 同	(　90)　日本放送協会（愛媛県内の二以上の市町にわたって所在するものに限る。） / 同
(　95)～(　118)　［略］	(　91)～(　114)　［同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産	4　次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産
所有者	所有者
［(　1)～(　3)　略］	［(　1)～(　3)　同左］
(　4)　株式会社西武不動産（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	(　4)　株式会社西武リアルティソリューションズ（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
［(　5)・(　6)　略］	［(　5)・(　6)　同左］
5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所有者	所有者
［(　1)～(　6)　略］	［(　1)～(　6)　同左］
(　7)　株式会社ＳＴＮｅｔ	(　7)　株式会社ＳＴ　Ｎｅｔ
［(　8)～(　21)　略］	［(　8)～(　21)　同左］
［6～8　略］	［6～8　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

１　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

２　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号第二号5(7)は令和二年度分の固定資産税から適用する。

○国土交通省告示第三百九十号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

(1)　（略）

(2)　滑走路Ａに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	（略）		
	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路Ａの34側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
（略）			
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	滑走路Ａの過走帯の末端

(3)　滑走路Ｂに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路Ｂの両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｂの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
（略）			
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路Ｂの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

(1)　（略）

(2)　滑走路Ａに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	（略）		
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Ａの34側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
（略）			
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	滑走路Ａの過走帯の末端

(3)　滑走路Ｂに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路Ｂの両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｂの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
（略）			
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路Ｂの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

（略）			
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端

(4)　（略）

(5)　滑走路Ｄに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上八百七十メートルまでの間
	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから八百七十メートルまでの間
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路Ｄの23側接地帯の左外側に一灯列四個
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｄの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から九百メートルまでの滑走路上
（略）			

（略）			
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端

(4)　（略）

(5)　滑走路Ｄに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上八百七十メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから八百七十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路Ｄの23側接地帯の左外側に一灯列四個
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｄの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千五百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	七千二百カンデラ	滑走路Ｄの23側末端から九百メートルまでの滑走路上
（略）			

○国土交通省告示第三百九十一号

稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　稚内空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　稚内空港内　北海道稚内市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯四十五度二十三分五十四秒、東経百四十一度四十七分五十秒
（略）			
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路26側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の東北東約千七百七十メートル及び北西約七百七十メートルの位置

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万一千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯四十五度二十三分五十四秒、東経百四十一度四十七分五十秒
（略）			
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路26側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の東北東約千七百七十メートル及び北西約七百七十メートルの位置

○国土交通省告示第三百九十二号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯三十四度十三分四秒、東経百三十四度五十一秒
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路26側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万一千カンデラ、航空緑実効光度三千六百カンデラ	北緯三十四度十三分四秒、東経百三十四度五十一秒
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路26側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間

進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路26側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路08側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路08側末端から九百七メートルまで左側滑走路灯列の外側
進入灯台	発光ダイオード、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十三万カンデラ	滑走路08側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路26側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路26側末端から九百メートルまでの滑走路上
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端

（略）　（略）

進入灯（簡易式）	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路26側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路08側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路08側末端から九百七メートルまで左側滑走路灯列の外側
進入灯台	白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十一万カンデラ	滑走路08側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路26側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路26側末端から九百メートルまでの滑走路上
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端

（略）　（略）

○国土交通省告示第三百九十三号

上五島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　上五島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　上五島空港内　長崎県南松浦郡新上五島町
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月十九日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路末端識別灯	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路末端の両外側

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路末端識別燈	キセノン放電燈、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万一千カンデラ	滑走路末端の両外側

人事異動

文部科学省

国立大学法人東京外国語大学長　林　佳世子
国立大学法人福井大学長　上田　孝典
国立大学法人浜松医科大学長　今野　弘之
国立大学法人大阪大学長　西尾章治郎
国立大学法人兵庫教育大学長　加治佐哲也
国立大学法人鳥取大学長　中島　廣光
国立大学法人鹿児島大学長　佐野　輝
国立大学法人琉球大学長　西田　睦
任期満了退職（各通）（七年三月三十一日）　五神　真
国立研究開発法人理化学研究所理事長に任命する（再任）　山川　宏
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構理事長に任命する（再任）　石原　保志
国立大学法人筑波技術大学長に任命する（再任）　池田　宰
国立大学法人宇都宮大学長に任命する（再任）　石﨑　泰樹
国立大学法人群馬大学長に任命する（再任）　春名　展生
国立大学法人東京外国語大学長に任命する　井関　俊夫
国立大学法人東京海洋大学長に任命する（再任）　佐々木泰子
国立大学法人お茶の水女子大学長に任命する（再任）　鎌土　重晴
国立大学法人長岡技術科学大学長に任命する（再任）　林　泰成
国立大学法人上越教育大学長に任命する（再任）　内木　宏延
国立大学法人福井大学長に任命する　日詰　一幸
国立大学法人静岡大学長に任命する（再任）　渡邉　裕司
国立大学法人浜松医科大学長に任命する　熊ノ郷　淳
国立大学法人大阪大学長に任命する　森山　潤
国立大学法人兵庫教育大学長に任命する　藤澤　正人
国立大学法人神戸大学長に任命する（再任）　榊　裕之
国立大学法人奈良国立大学機構理事長に任命する（再任）　原田　省
国立大学法人鳥取大学長に任命する　佐古　秀一
国立大学法人鳴門教育大学長に任命する（再任）　井戸　章雄
国立大学法人鹿児島大学長に任命する　喜納　育江
国立大学法人琉球大学長に任命する　塩﨑　一裕
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に任命する（再任）（以上七年四月一日）　熊谷　匡史
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構監事を免ずる（七年六月二十五日）　大久保　浩
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構監事に任命する（七年六月二十六日）　鈴木　敏之
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構監事を免ずる　武藤　和弘　増一行
国立大学法人東京芸術大学監事を免ずる（各通）（以上七年六月三十日）　前川祐賀子
国立大学法人東京芸術大学監事に任命する　国立研究開発法人日本医療研究開発機構先進的研究開発戦略センター先進的研究開発戦略事業部長　三宅　隆悟
研究開発局海洋地球課長に任命する　研究開発局海洋地球課長　中川　尚志
国立研究開発法人日本医療研究開発機構に出向させる　角南　明彦
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構監事に任命する　西川　祐司
国立大学法人旭川医科大学長に任命する（再任）（以上七年七月一日）　池田　貴城
国立教育政策研究所長　千原　由幸
科学技術・学術政策研究所長　藤原　章夫
辞職を承認する（各通）（七年七月十四日）
文部科学事務次官
辞職を承認する

文部科学審議官　増子　宏
文部科学事務次官に任命する
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官　柿田　恭良
文部科学審議官に任命する
総合教育政策局長　茂里　毅
大臣官房長に任命する
文化庁審議官　今泉　柔剛
大臣官房総括審議官に任命する
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官　藤吉　尚之
大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官に任命する
研究振興局長　塩見みづ枝
総合教育政策局長に任命する
文化庁次長　合田　哲雄
高等教育局長に任命する
大臣官房長　西條　正明
科学技術・学術政策局長に任命する
大臣官房総括審議官　淵上　孝
研究振興局長に任命する
大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官　坂本　修一
研究開発局長に任命する
文化庁次長　森田　正信
国立教育政策研究所長に任命する
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）　塩崎　正晴
科学技術・学術政策局長　井上　諭一
内閣府に出向させる
研究開発局長　堀内　義規
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に出向させる
スポーツ庁次長　寺門　成真
国立大学法人東海国立大学機構に出向させる
大臣官房会計課長　堀野　晶三
大臣官房学習基盤審議官に任命する
科学技術・学術政策局政策課長　先﨑　卓歩
大臣官房審議官（高等教育局担当）に任命する
大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育局担当）　松浦　重和
大臣官房審議官（高等教育局及び科学技術政策連携担当）に任命する

大臣官房総務課長　坂下　鈴鹿
大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）に任命する
独立行政法人日本学生支援機構理事　蝦名　喜之
大臣官房文教施設企画・防災部長に任命する
文化庁審議官　小林万里子
高等教育局私学部長に任命する
大臣官房審議官（高等教育局及び科学技術政策連携担当）　奥野　真
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に出向させる
大臣官房文教施設企画・防災部長　笠原　隆
公立学校共済組合に出向させる
国立研究開発法人科学技術振興機構経営企画部長　新井　知彦
総合教育政策局政策課長　神山　弘
大臣官房参事官に任命する（各通）
大臣官房参事官　大土井　智
大臣官房総務課長に任命する
初等中等教育局初等中等教育企画課長　常盤木祐一
大臣官房会計課長に任命する
大臣官房付　平山　直子
大臣官房国際課長に任命する
高等教育局高等教育企画課長　吉田　光成
総合教育政策局政策課長に任命する
高等教育局企画官　髙見　英樹
総合教育政策局政策課主任教育企画調整官に任命する
大臣官房人事課人事企画官　大江耕太郎
総合教育政策局教育人材政策課長に任命する
科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）　野田　浩絵
総合教育政策局参事官（調査企画担当）に任命する
初等中等教育局教科書課長　黄地　吉隆
初等中等教育局初等中等教育企画課長に任命する
文化庁宗務課長　山田　泰造
初等中等教育局財務課長に任命する
国立大学法人東京科学大学務局長・執行役副理事・執行役副学長　石田　善顕
初等中等教育局幼児教育課長に任命する

総合教育政策局教育人材政策課長　後藤　教至
初等中等教育局教科書課長に任命する
初等中等教育局財務課長　安井順一郎
高等教育局高等教育企画課長に任命する
文化庁企画調整課長　春山　浩康
高等教育局学生支援課長に任命する
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）　村尾　崇
高等教育局国立大学法人支援課長に任命する
高等教育局国立大学法人支援課長　井上　睦子
科学技術・学術政策局政策課長に任命する
研究振興局参事官（情報担当）国分　政秀
科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長に任命する
研究開発局環境エネルギー課核融合開発室長　馬場　大輔
科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）に任命する
研究開発局宇宙開発利用課宇宙科学技術推進企画官　阿部　陽一
研究振興局参事官（情報担当）に任命する
大臣官房付　服部　正
研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）に任命する
科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長　池田　一郎
国立研究開発法人科学技術振興機構に出向させる
研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）　宅間　裕子
国立大学法人東京農工大学に出向させる
科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室長　髙見　暁子
初等中等教育局企画官に任命する
大臣官房付　寺坂　公佑
高等教育局企画官に任命する（以上七年七月十五日）
大臣官房付　柿澤　雄二
高等教育局私学部参事官（学校法人担当）に任命する（七年八月一日）
国立研究開発法人理化学研究所監事　鈴木　裕子
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構監事　三宅　正純
任期満了退職（各通）（七年八月三十一日）

国立研究開発法人理化学研究所監事に任命する（再任）　星野　利彦
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構監事に任命する　李野　正明
国立大学法人北海道国立大学機構監事に任命する　茂木　哲也
国立大学法人東京芸術大学監事に任命する（以上七年九月一日）
スポーツ庁長官　室伏　広治
国立大学法人佐賀大学長　兒玉　浩明
任期満了退職（各通）（七年九月三十日）
スポーツ庁長官に任命する　河合　純一
初等中等教育局健康教育・食育課長　樫原　哲哉
総合教育政策局健康教育・食育課長に任命する
総合教育政策局教育人材政策課長　大江耕太郎
初等中等教育局教育職員政策課長に任命する
独立行政法人日本学術振興会理事　小谷　和浩
高等教育局主任視学官に任命する
大臣官房付　金城　太一
大臣官房企画官に任命する
国立大学法人佐賀大学長に任命する（以上七年十月一日）
国立研究開発法人理化学研究所監事を免ずる（七年十一月二日）　星野　利彦
日本私立学校振興・共済事業団理事長に任命する（再任）　福原　紀彦
国立研究開発法人理化学研究所監事に任命する（以上一月一日）
国立大学法人新潟大学長　牛木　辰男
任期満了退職（一月三十一日）　神田　忠雄
国立大学法人新潟大学長に任命する（二月一日）　染矢　俊幸

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月18日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑸②に掲げる表に次のとおり加える。

千葉東金道路 山田インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月19日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 桶川北本インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 和光インターチェンジの入口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで

高速道路工事一部完了公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告令和８年第１号

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年３月18日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　後藤　政郎

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道30号（本州四国連絡道路（児島・坂出ルート））	香川県坂出市から香川県坂出市まで	改築工事	令和８年３月19日

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消の公告

令和８年２月中の上場会社等監査人名簿への登録又は登録抹消を受けた公認会計士・監査法人は、次のとおりにつき、公認会計士法第34条の34の11の規定により公告する。

令和８年３月18日

日本公認会計士協会

［登録］

登録者名称	登録年月日	登録番号
クラフツ監査法人	令和８年２月24日	第3121号
監査法人Innovation	令和８年２月24日	第3122号

［登録抹消］

（該当事項なし。）

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

札幌市中央区双子山三丁目二―五ソニア双子山二〇一号室　株式会社Ｕｐｄａｔｅ

代表清算人　久保　陽一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

札幌市北区屯田六条一丁目一番三二号

有限会社センダ設備工業

清算人　千田　忍

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

青森県八戸市長苗代三丁目三番一号

有限会社エコーミライ保険事務所

清算人　石田　みち

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

宮城県石巻市渡波町一丁目六番三号

特定非営利活動法人思い出の扉

清算人　高橋　明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

秋田市卸町二丁目一番九号

有限会社ベスト運送

清算人　佐藤　康伸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山形県西置賜郡小国町大字杉沢一一一番地

株式会社ワタナベ

代表清算人　渡部　康弘

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

茨城県日立市多賀町一丁目一二番一〇号

有限会社多賀協同サービス

代表清算人　山口　淳

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

茨城県つくばみらい市絹の台五丁目一〇番地三号

有限会社堀建築事務所

清算人　堀　紀子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

栃木県塩谷郡高根沢町大字太田一四七番地

湘南製畳株式会社

代表清算人　下田　好春

解散公告

当会社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

栃木県佐野市飛駒町二一五二番地

Ｒｅｌｉｆｅ株式会社

代表清算人　島田真二郎

解散公告

当法人は、令和八年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

栃木県佐野市飛駒町二一五二番地

一般社団法人Ｒｅｌｉｆｅ

代表清算人　志津　直樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

埼玉県川口市南前川一丁目五番一四号

新越株式会社

代表清算人　魏　新

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

埼玉県草加市松江六丁目一〇番一九号

有限会社神戸工業

清算人　片桐登代子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目一番地一

大久保ビル二〇三号室

株式会社サンクス不動産

代表清算人　**角田**　葵

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一七五〇番地（五―一〇一）

株式会社東京ハウスウエア

代表清算人　太田　実

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

千葉県松戸市新松戸三丁目二七一番地

有限会社エルドマン

清算人　神谷　正明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

千葉県印旛郡酒々井町柏木五〇四番地一

有限会社ＭｅｎＲｙｕ

清算人　鈴木　隆弘

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

千葉市中央区都町三丁目二一番七号一Ｆ

株式会社サニーサイドライフアメニティ

代表清算人　花澤　晃寛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都足立区花畑四丁目七番一五号

太洋運輸株式会社

代表清算人　西野　勝則

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階

日の丸航空合同会社

清算人　小野　智博

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都中央区日本橋箱崎町一〇番二号三Ｆ

富士山投資管理株式会社

代表清算人　後藤　健太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都港区芝五丁目三一番七―七〇二号

株式会社ティーディーエス

代表清算人　床本　勝

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都江戸川区西小岩五丁目一三番一三号

小出マンション一五八号　ＣＷ合同会社

清算人　王　旭　姣

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都府中市府中町二丁目一番地の一プレミスト府中二〇一　一般社団法人ＪＩＮＺ

代表清算人　ジェイミー

解散公告

当社は、令和八年二月十一日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九階

株式会社タイクーンキャピタル

代表清算人　上杉　修平

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都江東区豊洲六丁目五番一号

株式会社立岡

代表清算人　立岡　進

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都江戸川区中央三丁目一六番一六号

株式会社日中教育交流センター

代表清算人　王　海琳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都品川区西五反田六丁目一四番一三号

大昭工業写眞株式会社

代表清算人　平田　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都中央区築地二丁目一番一七号

泉産業株式会社

代表清算人　泉　未紀夫

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都日野市落川一八四番地の四

有限会社ミサワ設計事務所

清算人　三澤　陽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都新宿区四谷三丁目一三番四号亜細亜観光ビル七階

株式会社ヴィレッジ・インベストメント

代表清算人　小林　康信

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都世田谷区北烏山三丁目二〇番一七号

ダブリューティーネットワーク株式会社

代表清算人　高橋　稚郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都千代田区外神田三丁目八番七号

ワールド・ワイド・サポート株式会社

代表清算人　菊池　愛望

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都世田谷区上祖師谷六丁目一五番五号

リトリート合同会社

清算人　岩本　友規

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町一二〇四番地一八

有限会社中泉解体

清算人　中泉　光一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

横浜市泉区中田東四丁目五四番一五号

有限会社石原水道工業所

清算人　桑原タヅ子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

神奈川県横浜市都筑区牛久保東二―一六―九

株式会社ｆｒｅｅｌｙ

代表清算人　伊藤　尚範

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

神奈川県横浜市港北区綱島上町一―一グリーンサラウンドシティ三―八〇七

Ｚｅｌｋｏｖａ　Ｔｏｋｙｏ株式会社

代表清算人　青木　駿汰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

新潟県新潟市中央区小張木三丁目一一番一号

合同会社ワークアシスト

代表清算人　間　智幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

石川県河北郡内灘町字宮坂六字一〇番地五

有限会社エムアイプロジェクト

清算人　小島　俊則

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

石川県金沢市青草町五番地

株式会社なんぼ商店

代表清算人　南保　守

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

石川県金沢市利屋町る九番地

有限会社イーグル工業

清算人　小高　数尾

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

石川県羽咋市志々見町い四七番地

有限会社ビルウオール

清算人　田嶋　章子

解散公告

当法人は、令和八年三月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

長野県諏訪市小和田九番六号

特定非営利活動法人ハートリンク

清算人　赤沼智恵子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

岐阜県関市下有知三一一番地の一

株式会社ツクダ板金工業

代表清算人　佃　彰夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

岐阜県飛騨市古川町栄二丁目二番一八号

株式会社フォレスト

代表清算人　森脇　英一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

静岡県浜松市中央区相生町六番一三号

有限会社Ｖ＆ＲＭカンパニー

清算人　小杉　崇文

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

浜松市中央区佐鳴台二丁目三番一三号

Ｓ・Ｎテックコンサルタント合同会社

清算人　野口　悟

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

静岡県富士宮市外神東町七番地

沼倉工業有限会社

清算人　沼倉　稚文

解散公告

当組合は、令和八年一月十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

愛知県豊橋市花田町西郷八六

ＫＭＳ有限責任事業組合

清算人　水谷　優太

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

愛知県名古屋市東区古出来二―四―五

株式会社インターメディカルサイエンス

代表清算人　盧　智波

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

三重県鈴鹿市国分町四五八番地三

株式会社オーバルネットワーク

代表清算人　金城　常高

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

滋賀県近江八幡市古川町六二一番地

有限会社井上水産

清算人　井上日出夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

京都市上京区竹屋町通千本東入主税町一二五四番地一

株式会社山好ホーム

代表清算人　片山　好司

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

京都市右京区梅津東構口町三五番地一一

有限会社空海コーポレイション

代表清算人　溝川　眞司

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五〇一Ｂ

仲盛合株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野四〇八Ａ

恒久貿易株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪府大阪市港区磯路二丁目一二番一―六〇五

三和ビジネスサービス合同会社

清算人　ホジョセフジェフ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪府東大阪市六万寺町一丁目二二番一二号

一般社団法人こども未来プロジェクト

代表清算人　木田　伸幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市北区天神橋二丁目北一番二一号

特定非営利活動法人はばたき

清算人　西村　道夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目二五番一五号

株式会社中西電気商会

代表清算人　中西　正彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪府池田市旭丘一丁目七番二七号

有限会社エム・ティコーポレーション

清算人　槇原　順子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市中央区内本町一丁目三番一〇―四〇一号

有限会社コーセツ

清算人　松野　耕三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市北区末広町三―二一

株式会社アップリフト

代表清算人　谷口　史晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市西成区玉出西二―八―九―三一一号

Ｉｌｌｕｍｉｎａｒｅ株式会社

代表清算人　楊　雯

解散公告

当社は、令和八年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

神戸市長田区神楽町二丁目三番二八号

株式会社八栄

代表清算人　廣川　光均

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

奈良県大和高田市幸町七―一二―三一五

合同会社プログレス・インターナショナル

清算人　秋田　光重

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

奈良市法華寺町一三二三―二

有限会社剛輝商事

清算人　木村　剛生

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

鳥取市湖山町南三丁目四三六番地七

合同会社ＬＩＺ

清算人　鈴木　隆

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

広島県府中市元町三〇二番地

有限会社荘園

清算人　藤本　命壮

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

福岡県朝倉市古毛一四九八番地

株式会社善匠工房

代表清算人　熊谷　明美

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

北九州市八幡西区楠橋東二丁目六番一七号

株式会社エイチアール

代表清算人　藤井　裕美

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

佐賀県佐賀市白山二丁目六番三六号

特定非営利活動法人ふくしさとづくりの会

清算人　古賀　直

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

長崎県長崎市深堀町五丁目三一三番四号

有限会社ネオシステム

清算人　野口　弘行

解散公告

当法人は、令和八年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大阪市港区市岡元町二丁目一四番一一号

株式会社ＧＬＯＢＡＬ　ｐｌｕｓ

代表清算人　髙橋尚二郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

神戸市中央区布引町二丁目四番八―四〇一号

合同会社Ｌｉｅｎ　Ｆｏｒｔ

清算人　林田　瞳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

兵庫県加東市社一一二六番地の一

やしろ商業開発株式会社

代表清算人　山内　政光

解散公告

当社は、令和八年二月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

兵庫県洲本市中川原町厚浜一一一〇番地一

特定非営利活動法人ひょうご知的障害者自立就業支援ネット協生

清算人　柿原　孝司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大分県大分市大道町五丁目四番九号

有限会社生野米穀店

清算人　生野　一義

解散公告

当社は、令和四年十月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

沖縄県中頭郡北中城村字渡口九八一番地

株式会社超企業

代表清算人　德里　政亮

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山形県西置賜郡飯豊町大字小白川二一六一番地

農事組合法人田園開発豊

清算人　舟山　新弥

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都江戸川区北小岩六丁目三九番三号

医療法人社団同仁内科医院

清算人　中里　宗弘

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

Ｔ－ハウス三軒茶屋二階

医療法人社団プライムエレメント

清算人　丸尾勝一郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

横浜市中区本町四丁目四三番地Ａ－ＰＬＡＣＥ馬車道三Ｆ

医療法人社団相真会

清算人　樺島　史朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目一番三〇号

医療法人社団川口レディースクリニック

清算人　川口　惠子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

香川県高松市前田東町八〇〇番地一

医療法人社団木村医院

清算人　木村　正司

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

長崎県佐世保市崎岡町二八二五－一

医療法人ＮＩＵ利休庵診療所

清算人　津留﨑義城

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都台東区東上野三丁目三七番一三号

ＴＯＭビル光優管理組合法人

清算人　東儀　啓子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山梨県西八代郡市川三郷町中山九一八番地

宗教法人諏訪神社

清算人　弁護士　小澤　義彦

連絡先　山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

広島県三原市宮浦六丁目二番一号

医療法人社団明清会

清算人　山田　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

広島市中区榎町三番一九－五〇三号

宗教法人一言

清算人　岡本　洋典

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月二十二日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

佐賀県神埼市千代田町黒井一四一七番地

宗教法人大師教会

清算人　隈　淳平

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号新宿

文化クイントビル二階

医療法人社団メディカル・プラス

清算人　神野　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人

清算人　山田　隆二

第十七期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
資産の部計	一一、一二〇
負債及び正味財産の部	
負債の部計	〇
正味財産の部計	一一、一二〇
負債及び正味財産の部計	一一、一二〇

令和八年三月十八日

兵庫県洲本市中川原町厚浜一一一〇番地一

特定非営利活動法人ひょうご知的障害者

自立就業支援ネット協生

清算人　柿原　孝司

第 18 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

東京共同会計事務所内

STARHILL GLOBAL REIT JAPAN SPC ONE PTE. LTD.

日本における代表者　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

（単位：シンガポールドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,203
	固定資産	20,727,241
	合計	**20,873,444**
純資産負債及び部	流動負債	272,437
	固定負債	20,361,876
	資本金及び資本剰余金	1,580,685
	利益剰余金	△1,341,554
	合計	**20,873,444**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　　東京都台東区東上野２丁目21番14号

白元アース株式会社

代表取締役　吉村　一人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,830	流動負債	8,873
固定資産	5,258	（賞与引当金）	(69)
		固定負債	253
		（退職給付引当金）	(28)
		株主資本	1,817
		資本金	300
		利益剰余金	1,517
		その他利益剰余金	1,517
		（うち当期純利益）	(420)
		評価・換算差額等	143
		その他有価証券評価差額金	143
資産合計	11,088	**負債・純資産合計**	11,088

第30期決算公告

令和８年３月18日
茨城県筑西市下江連1285番地
日化トウチュウ株式会社
代表取締役　岩田　佳裕

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	147,896
	固定資産	63,723
	繰延資産	338
	合計	211,957
負純資産債及びの部	流動負債	59,135
	固定負債	1,796
	株主資本	151,026
	資本金	70,000
	利益剰余金	81,026
	その他利益剰余金	81,026
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	211,957

第６期決算公告

令和８年２月26日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目12番７号
株式会社Trust Growth東日本
代表取締役　佐藤　恭輔

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	185,748,176
	固定資産	4,147,000
	資産合計	189,895,176
負純資産債及びの部	流動負債	125,466,244
	負債合計	125,466,244
	株主資本	64,428,932
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	44,428,932
	その他利益剰余金	44,428,932
	（うち当期純利益）	(10,767,316)
	純資産合計	64,428,932
	負債・純資産合計	189,895,176

第５期決算公告

令和７年２月27日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目12番７号
株式会社Trust Growth東日本
代表取締役　佐藤　恭輔

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	143,723,253
	固定資産	4,147,000
	資産合計	147,870,253
負純資産債及びの部	流動負債	94,208,637
	負債合計	94,208,637
	株主資本	53,661,616
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	33,661,616
	その他利益剰余金	33,661,616
	（うち当期純利益）	(13,982,068)
	純資産合計	53,661,616
	負債・純資産合計	147,870,253

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＤＲＥＡＭホスピタリティリート投資法人　②国土交通大臣(1)投法139　③執行役員　神出創太郎　④東京都千代田区平河町二丁目16番１号　⑤1000万円　⑥東京法務局　⑦東京都千代田区平河町二丁目16番１号　ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社　代表取締役　萬野雅史

①東京産業不動産株式会社　②東京都知事(6)74115　③代表取締役　市川幸彦　④東京都千代田区大手町二丁目２番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区大手町二丁目２番１号　東京産業不動産株式会社　代表清算人　野口玲

①真愛不動産　②新潟県知事(3)第5066号　③伊藤繁一　④新潟県五泉市笹野町甲382　⑤1000万円　⑥新潟県知事　⑦新潟県五泉市笹野町甲382　真愛不動産　伊藤繁一

①株式会社大同ライフサービス　②国土交通大臣(15)1071　③代表取締役　秋田康明　④愛知県名古屋市南区大同町四丁目７番地　廃止した従たる事務所　群馬県渋川市石原500番地　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市南区大同町四丁目７番地　株式会社大同ライフサービス　代表取締役　秋田康明

①大阪ガス住宅設備株式会社　②大阪府知事(7)42634　③代表取締役　上野泰司　④大阪府大阪市中央区瓦町三丁目５番７号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区瓦町三丁目５番７号　大阪ガス住宅設備株式会社　代表取締役　上野泰司

第５期決算公告

令和８年２月24日
東京都中央区東日本橋２－１－５
株式会社ＫＥＹＣＲＥＷ
代表取締役　中村　慶彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	298,037
	固定資産	74,656
	合計	372,693
負純資産債及びの部	流動負債	47,254
	株主資本	25,438
	資本金	－
	利益剰余金	25,438
	その他利益剰余金	25,438
	（うち当期純損失）	(20,250)
	新株予約権	300,000
	合計	372,693

第６期決算公告

令和８年３月18日
東京都文京区音羽二丁目12番21号
株式会社コンテンツデータマーケティング
代表取締役　栗田　宏俊

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	227,660
	固定資産	476,075
	繰延資産	258
	資産合計	703,994
負純資産債及びの部	流動負債	81,740
	株主資本	622,253
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,464,454
	資本準備金	764,500
	その他資本剰余金	699,954
	利益剰余金	△852,200
	その他利益剰余金	△852,200
	（うち当期純損失）	(199,922)
	負債・純資産合計	703,994

第70期決算公告

令和８年３月18日
茨城県猿島郡境町大字下小橋798番地８
日本板金興業株式会社
代表取締役　河崎東美彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,189
	固定資産	2,331,215
	資産合計	2,984,404
負純資産債及びの部	流動負債	380,601
	固定負債	1,143,715
	退職給付引当金	75,942
	株主資本	1,460,087
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,433,005
	利益準備金	94,000
	その他利益剰余金	1,339,005
	（うち当期純利益）	(49,142)
	自己株式	△32,918
	負債・純資産合計	2,984,404

第３期決算公告

令和８年２月24日
東京都中央区東日本橋２－１－５
株式会社ＭＡＲＫＥＴＣＲＥＷ
代表取締役　中村　慶彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	739
	繰延資産	191
	合計	931
負純資産債及びの部	流動負債	93
	株主資本	838
	資本金	1,000
	利益剰余金	△161
	その他利益剰余金	△161
	（うち当期純損失）	(68)
	合計	931

第５期決算公告

令和８年２月24日
東京都中央区東日本橋２－１－５
株式会社ＲＯＢＯＣＲＥＷ
代表取締役　中村　慶彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,877
	固定資産	13,957
	合計	33,834
負純資産債及びの部	流動負債	33,704
	株主資本	129
	資本金	1,500
	利益剰余金	△1,370
	その他利益剰余金	△1,370
	（うち当期純利益）	(2,898)
	合計	33,834

第８期決算公告

令和８年２月24日
東京都中央区東日本橋２－１－５
株式会社ＳＴＯＣＫＣＲＥＷ
代表取締役　中村　慶彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,078,877
	固定資産	142,916
	合計	1,221,794
負純資産債及びの部	流動負債	576,017
	固定負債	830,176
	株主資本	△184,399
	資本金	5,000
	利益剰余金	△189,399
	その他利益剰余金	△189,399
	（うち当期純損失）	(146,634)
	合計	1,221,794

第７期決算公告

令和８年３月18日
東京都台東区上野３－６－10
ユニオンビル１階Ａ号
株式会社遊舎工房
代表取締役　柳瀬　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,629
	固定資産	5,415
	資産合計	**154,045**
負純資債及産のび部	流動負債	42,273
	負債合計	**42,273**
	株主資本	111,772
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,772
	その他利益剰余金	101,772
	（うち当期純利益）	(32,298)
	純資産合計	**111,772**
	負債・純資産合計	**154,045**

第２期決算公告

令和８年３月18日
東京都港区台場二丁目３番１号
ボーディングスクールコンサルティング株式会社
代表取締役　横山　英治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,810
	固定資産	157
	資産合計	**31,967**
負純資債及産のび部	流動負債	12,828
	株主資本	19,139
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△10,860
	その他利益剰余金	△10,860
	（うち当期純損失）	(3,192)
	負債・純資産合計	**31,967**

第14期決算公告

令和８年３月18日
東京都新宿区神楽坂１丁目15番
株式会社スマート・ソリューション・テクノロジー
代表取締役　出野　勝也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	810,024
	固定資産	240,008
	資産合計	**1,050,033**
負純資債及産のび部	流動負債	194,783
	固定負債	61,598
	株主資本	793,651
	資本金	52,000
	資本剰余金	19,720
	資本準備金	19,720
	利益剰余金	721,931
	その他利益剰余金	721,931
	（うち当期純利益）	(42,710)
	負債・純資産合計	**1,050,033**

第10期決算公告

令和８年３月18日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
コリアーズ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役　谷川　雅洋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,283
	固定資産	1,615
	資産合計	**4,898**
負純資債及産のび部	流動負債	2,257
	（賞与引当金）	(1,016)
	固定負債	501
	株主資本	2,139
	資本金	10
	利益剰余金	2,129
	その他利益剰余金	2,129
	（うち当期純利益）	(735)
	負債・純資産合計	**4,898**

第７期決算公告

令和８年３月18日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
コリアーズ・デザイン・アンド・ビルド株式会社
代表取締役　谷川　雅洋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	867
	固定資産	57
	資産合計	**924**
負純資債及産のび部	流動負債	558
	（賞与引当金）	(94)
	株主資本	365
	資本金	30
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	315
	その他利益剰余金	315
	（うち当期純利益）	(52)
	負債・純資産合計	**924**

第17期決算公告

令和７年９月29日
東京都新宿区西新宿六丁目10番１号
株式会社Trust Growth
代表取締役　長井　博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	651,200,634
	固定資産	147,734,723
	資産合計	**798,935,357**
負純資債及産のび部	流動負債	326,637,931
	負債合計	**326,637,931**
	株主資本	472,297,426
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	442,297,426
	その他利益剰余金	442,297,426
	（うち当期純利益）	(14,145,595)
	純資産合計	**472,297,426**
	負債・純資産合計	**798,935,357**

第５期決算公告

令和７年２月27日
大阪府大阪市中央区本町一丁目７番７号
株式会社Trust Growth西日本
代表取締役　友久　博行

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	293,273,857
	固定資産	22,598,460
	資産合計	**315,872,317**
負純資債及産のび部	流動負債	193,660,171
	負債合計	**193,660,171**
	株主資本	122,212,146
	資本金	85,000,000
	利益剰余金	37,212,146
	その他利益剰余金	37,212,146
	（うち当期純利益）	(40,151,838)
	純資産合計	**122,212,146**
	負債・純資産合計	**315,872,317**

第25期決算公告

令和８年３月18日
名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の２
株式会社テスターｎｅｏ
代表取締役　今井　信明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,582
	固定資産	3,315
	合計	**16,898**
負純資債及産のび部	流動負債	6,619
	固定負債	10,000
	株主資本	279
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 2,720
	その他利益剰余金	△ 2,720
	（うち当期純損失）	(1,672)
	合計	**16,898**

第34期決算公告

令和８年３月18日
名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の２
株式会社テルスター
代表取締役　落　昌司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	299,231
	固定資産	111,180
	合計	**410,411**
負純資債及産のび部	流動負債	89,739
	固定負債	49,055
	株主資本	271,616
	資本金	10,000
	利益剰余金	261,616
	その他利益剰余金	261,616
	（うち当期純利益）	(30,448)
	合計	**410,411**

第96期決算公告

令和８年３月18日
静岡県富士市大渕3800番８
富士木材株式会社
代表取締役　川口　祐介

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,410,513	流動負債	893,411
固定資産	1,276,369	固定負債	263,680
		株主資本	1,529,790
		資本金	50,000
		資本剰余金	43
		資本準備金	43
		利益剰余金	1,857,676
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,845,176
		（うち当期純利益）	(53,207)
		自己株式	△377,929
資産合計	2,686,882	負債・純資産合計	2,686,882

第67期決算公告

令和８年３月18日
神奈川県大和市上草柳172番地
日新工業株式会社
代表取締役　浅野雄一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,896,438	流動負債	5,491,074
固定資産	4,876,312	固定負債	1,136,683
		退職給付引当金	814,896
		役員退職給付引当金	19,027
		株主資本	5,903,605
		資本金	162,000
		利益剰余金	5,741,605
		利益準備金	40,500
		その他利益剰余金	5,701,105
		（うち当期純利益）	(480,079)
		評価・換算差額等	241,388
		その他有価証券評価差額金	241,388
資産合計	12,772,750	負債・純資産合計	12,772,750

第３期決算公告

令和８年３月18日
福岡県福岡市博多区那珂一丁目４番27号
株式会社レッツスポーツ
代表取締役社長　有吉　修二

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	414,982
	固定資産	4,568
	資産合計	419,551
負債及び純資産の部	流動負債	382,377
	（うち賞与引当金）	(11,275)
	固定負債	3,094
	株主資本	34,079
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,079
	その他利益剰余金	31,079
	（うち当期純利益）	(38,850)
	負債・純資産合計	419,551

第32期決算公告

令和８年３月17日
大阪府守口市金下町二丁目１番11号
株式会社リンドスポーツ
代表取締役　伊地知和義

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	825,122
	固定資産	35,535
	合計	860,657
負債及び純資産の部	流動負債	111,243
	（うち賞与引当金）	(6,378)
	固定負債	283,570
	株主資本	465,843
	資本金	20,000
	利益剰余金	445,843
	その他利益剰余金	445,843
	（うち当期純利益）	(23,045)
	合計	860,657

第６期決算公告

令和８年２月26日
大阪府大阪市中央区本町一丁目７番７号
株式会社Trust Growth西日本
代表取締役　友久　博行

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	286,744,631
	固定資産	22,868,126
	資産合計	309,612,757
負債及び純資産の部	流動負債	182,007,482
	負債合計	182,007,482
	株主資本	127,605,275
	資本金	85,000,000
	利益剰余金	42,605,275
	その他利益剰余金	42,605,275
	（うち当期純利益）	(5,393,129)
	純資産合計	127,605,275
	負債・純資産合計	309,612,757

第53期決算公告

令和８年３月18日
東京都渋谷区神宮前五丁目52番２号
モンテ物産株式会社
代表取締役　森本　明子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,546,289
	固定資産	1,818,214
	合計	12,364,504
負債及び純資産の部	流動負債	6,474,245
	固定負債	262,983
	株主資本	5,626,355
	資本金	80,000
	利益剰余金	5,546,355
	（利益準備金）	(20,000)
	（その他利益剰余金）	(5,526,355)
	評価・換算差額等	920
	合計	12,364,504

(注)　当期純利益　382,172千円

第50期決算公告

令和８年３月18日
東京都港区港南二丁目17番１号
株式会社電通総研アシスト
代表取締役社長　荒木真一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	234,198
	固定資産	24,715
	資産合計	258,913
負債及び純資産の部	流動負債	127,680
	役員賞与引当金	500
	その他	127,180
	株主資本	131,233
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,233
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,733
	（うち当期純利益）	(25,202)
	負債・純資産合計	258,913

第21期決算公告

2026年３月18日
鹿児島県曽於市大隅町坂元860番地１
大隅酒造株式会社
代表取締役社長　矢ケ崎哲也

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	990,226
	固定資産	583,319
	繰延資産	5,677
	合計	1,579,222
負債及び純資産の部	流動負債	1,115,601
	株主資本	463,621
	資本金	10,000
	利益剰余金	453,621
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	451,121
	（うち当期純利益）	(146,863)
	合計	1,579,222

第23期決算公告

2026年３月18日
北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
株式会社北海道日本ハムファイターズ
代表取締役社長　小村　勝

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	611
	固定資産	8,466
	資産合計	9,078
負債及び純資産の部	流動負債	255
	賞与引当金	4
	固定負債	123
	退職給付引当金	6
	役員退職慰労引当金	47
	株主資本	8,699
	資本金	200
	利益剰余金	8,499
	その他利益剰余金	8,499
	（うち当期純損失）	(1,262)
	負債・純資産合計	9,078

第14期決算公告

令和８年３月18日
愛知県名古屋市瑞穂区檀渓通
五丁目21番地２
公益財団法人服部国際奨学財団
代表理事　瀬田　大

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,107
	固定資産	26,980,480
	合計	27,028,588
負債及び正味財産の部	流動負債	1,681
	固定負債	—
	負債合計	1,681
	指定正味財産	26,936,995
	一般正味財産	89,910
	正味財産合計	27,026,906
	合計	27,028,588

第32期決算公告

令和８年３月18日
東京都小平市小川東町三丁目１番１号
ブリヂストンタイヤサービス東日本株式会社
代表取締役　仲村　克則

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,482
	固定資産	2,762
	資産合計	13,245
負債及び純資産の部	流動負債	8,560
	賞与引当金	164
	その他	8,397
	固定負債	1,410
	退職給付引当金	1,317
	その他	93
	負債合計	9,970
	株主資本	3,275
	資本金	50
	資本剰余金	490
	資本準備金	223
	その他資本剰余金	267
	利益剰余金	2,735
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	2,716
	（うち当期純利益）	(1,599)
	純資産合計	3,275
	負債・純資産合計	13,245

第４期決算公告

令和８年３月18日
群馬県高崎市箕郷町矢原2177番地１
石関プレシジョン株式会社
代表取締役社長　新川　親生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,984
	固定資産	32
	合計	61,016
負債及び純資産の部	流動負債	35,308
	固定負債	60,000
	株主資本	△34,291
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△44,291
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△44,291
	（うち当期純損失）	(12,676)
	合計	61,016

第９期決算公告

令和８年３月18日
栃木県足利市樺崎町1950番地５
東武冶金株式会社
代表取締役社長　小堺　一紀

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,189,732
	固定資産	85,318
	合計	1,275,051
負債及び純資産の部	流動負債	183,094
	固定負債	110,936
	株主資本	977,727
	資本金	50,000
	利益準備金	1,500
	利益剰余金	926,227
	（うち当期純利益）	(86,458)
	評価・換算差額等	3,292
	合計	1,275,051

第 41 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

東京都小平市小川東町三丁目１番１号

ブリヂストンタイヤサービス西日本株式会社

代表取締役　仲村　克則

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,246
	固定資産	2,947
	資産合計	13,193
負債及び純資産の部	流動負債	7,021
	賞与引当金	136
	その他	6,885
	固定負債	1,246
	退職給付引当金	1,175
	その他	72
	負債合計	8,267
	株主資本	4,926
	資本金	30
	資本剰余金	299
	資本準備金	45
	その他資本剰余金	254
	利益剰余金	4,597
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	4,596
	（うち当期純利益）	(1,287)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	4,926
	負債・純資産合計	13,193

第 53 期決算公告

令和８年３月18日

神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15

株式会社アイ・シイ・エス

代表取締役社長　新川　和生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,166,109
	固定資産	2,500,147
	合計	8,666,257
負純資産及び部	流動負債	310,193
	固定負債	647,878
	資本金	220,000
	資本剰余金	77,820
	利益準備金	15,000
	別途積立金	300,000
	利益剰余金	7,263,956
	自己株式	△406,560
	（うち当期純利益）	(913,991)
	評価・換算差額等	237,969
	合計	8,666,257

第 10 期決算公告

令和８年３月18日

神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15

株式会社ＩＣＳホールディングス

代表取締役社長　新川　親生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,337,562
	固定資産	2,853,787
	合計	6,191,350
負純資産及び部	流動負債	82,307
	固定負債	267,190
	株主資本	5,841,852
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,381,558
	資本準備金	3,381,558
	利益剰余金	2,360,294
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,360,294
	（うち当期純利益）	(192,752)
	合計	6,191,350

第 58 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

石川県加賀市永井町88の１番地２

和幸理研株式会社

代表取締役　小丸山博幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	435,400
	固定資産	363,781
	合計	799,182
負純資産及び部	流動負債	198,905
	固定負債	84,977
	株主資本	515,300
	資本金	50,000
	資本剰余金	147,000
	利益剰余金	318,300
	利益準備金	8,400
	その他利益剰余金	309,900
	（うち当期純利益）	(50,207)
	合計	799,182

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

大阪市中央区北浜４丁目４番９号

ＤＫＫロジスティクス株式会社

代表取締役　佐橋　良彦

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	167,506
	固定資産	3,463
	繰延資産	0
	合計	170,969
負純資産及び部	流動負債	73,035
	株主資本	97,934
	資本金	50,000
	利益剰余金	47,934
	その他利益剰余金	47,934
	（うち当期純利益）	(2,288)
	合計	170,969

第 85 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

東京都台東区東上野二丁目21番13号

株式会社協和

代表取締役　河崎東美彦

貸借対照表の要旨

（令和７年８月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,270,330
	固定資産	5,073,380
	資産合計	19,343,710
負債及び純資産の部	流動負債	6,459,200
	賞与引当金	150,000
	固定負債	950,168
	退職給付引当金	822,168
	周年事業引当金	128,000
	株主資本	11,934,341
	資本金	100,000
	資本剰余金	139,911
	その他資本剰余金	139,911
	利益剰余金	12,264,396
	利益準備金	146,200
	その他利益剰余金	12,118,196
	（うち当期純利益）	(109,667)
	自己株式	△569,965
	負債・純資産合計	19,343,710

決　算　公　告

令和８年３月18日

東京都港区六本木七丁目７番７号

株式会社ラグジュリーク

代表取締役　眞野　直美

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	685,734
	固定資産	246,225
	合計	931,959
負純資産及び部	流動負債	693,701
	固定負債	56,013
	株主資本	182,245
	資本金	50,000
	利益剰余金	132,245
	その他利益剰余金	132,245
	（うち当期純利益）	(211,993)
	合計	931,959

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千九百九十九万六千八百三十円減少することにいたしました。

なお、減少する一億九千九百九十九万六千八百三十円は資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十八日

東京都港区六本木七丁目七番七号

株式会社ラグジュリーク

代表取締役　眞野　直美

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォンゲーム「パワフルプロ野球　栄冠ナイン　クロスロード」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用残高をお客様へ払戻しいたします。

記

払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号

株式会社コナミデジタルエンタテインメント

払戻しに係る前払式支払手段の種類

「パワフルプロ野球　栄冠ナイン　クロスロード」有償パワダイヤ

払戻しの申し出ができる期間

2026年３月18日（水）13:00～2026年６月15日（月）12:59

上記の申し出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻しの手続きから除斥されます。

本件に関する問い合わせ先

ＫＯＮＡＭＩお客様相談室　0570―086―573（平日10:00～18:00）

2026年３月18日

東京都中央区銀座一丁目11番１号

株式会社コナミデジタルエンタテインメント

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　七十七頁（号外第一八六号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年三月十八日
栃木県宇都宮市大通り五丁目三番九号
（甲）アルファクラブ株式会社
（法人番号　1060001000439）
代表取締役　神田　昌毅
群馬県前橋市紅雲町一丁目三番地八
（乙）ウィルライフ株式会社
（法人番号　4070001041586）
代表取締役　田谷　勝則

第１期決算公告

令和８年３月18日
群馬県前橋市紅雲町一丁目３番地８
ウィルライフ株式会社
代表取締役　田谷　勝則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,245
	固定資産	286
	合計	19,531
負債及び純資産の部	流動負債	12,438
	その他の流動負債	12,438
	固定負債	30,000
	その他の固定負債	30,000
	株主資本	△22,907
	資本金	1,000
	利益剰余金	△23,907
	その他利益剰余金	△23,907
	（うち当期純損失）	(23,907)
	合計	19,531

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億六百八十一万三千百六十七円、資本準備金の額を一億千五百九十五万八千百五十四円減少し、それぞれ一千万円、十五億九千八十五万五千十一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十九日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日
東京都江戸川区臨海町三丁目六番四号二階
株式会社ＡＣＳＬ
代表取締役　早川　研介

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　東京都江戸川区臨海町三丁目６番４号２階
株式会社ＡＣＳＬ
代表取締役　早川　研介

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,217,834	流動負債	902,736
固定資産	606,031	固定負債	2,863,687
有形固定資産	1,241	株主資本	1,948,906
無形固定資産	40,654	資本金	1,477,213
投資その他の資産	564,135	資本剰余金	2,294,904
		資本準備金	1,467,213
		その他資本剰余金	827,691
		利益剰余金	△1,822,771
		その他利益剰余金	△1,822,771
		（うち当期純損失）	(1,267,214)
		自己株式	△440
		新株予約権	108,535
資産合計	5,823,865	負債・純資産合計	5,823,865

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十六万三千円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日
静岡県浜松市中央区上島二丁目一九番二〇号
ヤマザキ・シー・エー株式会社
代表取締役　山嵜　貴道

第 60 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　静岡県浜松市中央区上島二丁目19番20号
ヤマザキ・シー・エー株式会社
代表取締役　山嵜　貴道

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,500,153	流動負債	1,600,933
固定資産	4,385,923	固定負債	319,814
有形固定資産	3,753,272	負債合計	1,920,747
無形固定資産	6,809	株主資本	11,974,849
投資その他の資産	625,841	資本金	30,763
繰延資産	9,520	資本剰余金	9,237
		（資本準備金）	(9,237)
		利益剰余金	11,934,849
		（利益準備金）	(10,000)
		（その他利益剰余金）	(11,924,849)
		（うち当期純利益）	(185,798)
		純資産合計	11,974,849
資産合計	13,895,597	負債・純資産合計	13,895,597

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　八十七頁（号外第一五五号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年三月十八日
宮崎県宮崎市橘通西四丁目六番三号
（甲）株式会社エムアールティ・ミック
代表取締役　竹村　剛
宮崎県宮崎市橘通西四丁目六番七号
（乙）株式会社トレードメディアジャパン
代表取締役　高田　智康

第７期決算公告

令和８年３月18日
宮崎県宮崎市橘通西４丁目６番７号
株式会社トレードメディアジャパン
代表取締役　高田　智康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	164,016
	固定資産	600
	資産合計	164,617
負債及び純資産の部	流動負債	66,905
	固定負債	50,000
	株主資本	47,712
	資本金	23,000
	資本剰余金	10,515
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	5,515
	利益剰余金	14,197
	その他利益剰余金	14,197
	（うち当期純利益）	(18,621)
	負債・純資産合計	164,617

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千三百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地
東興業株式会社
代表取締役　小串　豪

第65期決算公告　令和８年３月18日

東京都千代田区神田佐久間町一丁目９番地
東興業株式会社
代表取締役　小串　豪

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,672,296
	固定資産	4,486,846
	資産合計	**8,159,142**
負純資産及び債の部	流動負債	78,090
	固定負債	2,080,671
	株主資本	6,000,379
	資本金	283,500
	利益剰余金	5,716,879
	利益準備金	70,875
	その他利益剰余金	5,646,004
	（うち当期純損失）	(49,516)
	負債・純資産合計	**8,159,142**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九百九十九万円減少し金一万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一か月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

愛知県名古屋市中区錦二丁目七番七号
株式会社サンゲール
代表取締役　舘　篤史

決　算　公　告

令和８年３月18日

愛知県名古屋市中区錦二丁目７番７号
株式会社サンゲール
代表取締役　舘　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,287
	固定資産	63,134
	繰延資産	201
	合計	**73,623**
負純資産及び債の部	流動負債	3,283
	固定負債	74,828
	株主資本	△4,487
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,487
	その他利益剰余金	△14,487
	（うち当期純利益）	(△11,138)
	合計	**73,623**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

大分県杵築市大字杵築一三五一番地
株式会社荒巻商店
代表取締役　荒巻啓之助

第76期決算公告

令和８年３月18日

大分県杵築市大字杵築1351番地
株式会社荒巻商店
代表取締役　荒巻啓之助

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,356
	固定資産	12,035
	合計	**41,391**
負純資産及び債の部	流動負債	12,688
	固定負債	21,360
	株主資本	7,343
	資本金	25,000
	利益剰余金	△17,657
	利益準備金	1,795
	その他利益剰余金	△19,452
	（うち当期純損失）	(2,481)
	合計	**41,391**

第14期決算公告　令和８年３月18日

京都市伏見区深草鞍ヶ谷13番地62
株式会社マネジメント総研
代表取締役　小山　俊一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,490
	固定資産	429
	資産合計	**5,919**
負純資産及び債の部	流動負債	859
	負債合計	**859**
	株主資本	5,060
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,060
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	1,940
	（うち当期純利益）	(457)
	純資産合計	**5,060**
	負債・純資産合計	**5,919**

第19期決算公告

令和８年２月27日

山口県宇部市寿町二丁目５番21号
株式会社Ｂｅ　ｗｉｎ
代表取締役　河村　勝就

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	395,467
	固定資産	145,969
	合計	**541,436**
負純資産及び債の部	流動負債	237,685
	固定負債	66,167
	株主資本	237,583
	資本金	20,000
	利益剰余金	217,583
	その他利益剰余金	217,583
	（うち当期純利益）	(36,930)
	合計	**541,436**

第55期決算公告

令和８年３月18日

愛知県小牧市三ッ渕南播洲1250―１
株式会社エースベーカリー
代表取締役　三矢　益夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,454,609
	固定資産	4,736,009
	合計	**6,190,618**
負純資産及び債の部	流動負債	3,445,291
	固定負債	2,012,059
	株主資本	600,845
	資本金	40,000
	利益剰余金	560,845
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	550,845
	（うち当期純損失）	(67,166)
	評価・換算差額等	132,421
	合計	**6,190,618**

第７期決算公告

令和８年３月18日

千葉県船橋市高瀬町62番２・Ａ―３
株式会社ＥＣラボ
代表取締役　國土　俊秀

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,542
	固定資産	9,472
	資産合計	**20,015**
負純資産及び債の部	流動負債	10,000
	株主資本	10,015
	資本金	10,000
	利益剰余金	15
	その他利益剰余金	15
	（うち当期純損失）	(13)
	負債・純資産合計	**20,015**

第55期決算公告　令和８年３月18日

千葉県船橋市高瀬町62番２
株式会社船橋総行
代表取締役　二宮　正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	352,833
	固定資産	666,926
	繰延資産	3,580
	資産合計	**1,023,339**
負純資産及び債の部	流動負債	152,581
	固定負債	661,289
	株主資本	209,469
	資本金	15,000
	利益剰余金	194,469
	利益準備金	19,500
	その他利益剰余金	174,969
	（うち当期純利益）	(8,445)
	負債・純資産合計	**1,023,339**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

千葉県船橋市高瀬町六二番二
（甲）株式会社船橋総行
代表取締役　二宮　正
千葉県船橋市高瀬町六二番二・Ａ―三
（乙）株式会社ＥＣラボ
代表取締役　國土　俊秀

第54期決算公告

令和８年３月18日

神奈川県横須賀市深田台69番地

株式会社セキネ機器製作所

代表取締役　関根　英晴

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,680
	固定資産	13,704
	合計	18,385
負債及び純資産の部	流動負債	24,245
	固定負債	35,891
	株主資本	△41,750
	資本金	10,000
	利益剰余金	△51,750
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	△53,100
	（うち当期純利益）	(1,273)
	合計	18,385

第65期決算公告

令和８年３月18日

神奈川県横須賀市深田台69番地

株式会社八重興業

（旧商号　有限会社八重興業）

代表取締役　関根　英晴

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,413
	固定資産	7,793
	合計	21,207
負債及び純資産の部	流動負債	11,406
	固定負債	1,117
	株主資本	8,684
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,684
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	4,984
	（うち当期純利益）	(207)
	合計	21,207

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

神奈川県横須賀市深田台六九番地

（甲）株式会社八重興業

代表取締役　関根　英晴

神奈川県横須賀市深田台六九番地

（乙）株式会社セキネ機器製作所

代表取締役　関根　英晴

第29期決算公告

令和８年３月18日

長崎県五島市高田町1842番地

有限会社小島工建

代表取締役　浦　さおり

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,255
	固定資産	891
	合計	30,147
負債及び純資産の部	流動負債	13,001
	固定負債	3,720
	株主資本	13,424
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,424
	その他利益剰余金	10,424
	（うち当期純利益）	(9,117)
	合計	30,147

第66期決算公告

令和８年３月18日

長崎県五島市平蔵町2460番地５

株式会社三和

代表取締役　浦　雄介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,552
	固定資産	82,111
	合計	205,664
負債及び純資産の部	流動負債	22,880
	固定負債	6,632
	株主資本	176,151
	資本金	20,000
	利益剰余金	156,151
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	155,251
	（うち当期純利益）	(136)
	合計	205,664

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

長崎県五島市平蔵町二四六〇番地五

（甲）株式会社三和

代表取締役　浦　雄介

長崎県五島市高田町一八四二番地

（乙）有限会社小島工建

代表取締役　浦　さおり

第６期決算公告

令和８年３月18日

香川県高松市天神前９番15号歌谷ビル１Ｆ

苺愛工房株式会社

代表取締役　文　基源

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,712
	固定資産	18,768
	合計	23,481
負債及び純資産の部	流動負債	97,476
	固定負債	22,450
	株主資本	△96,445
	資本金	5,000
	利益剰余金	△101,445
	その他利益剰余金	△101,445
	（うち当期純損失）	(13,485)
	合計	23,481

第50期決算公告

令和８年３月18日

香川県高松市塩上町一丁目６番17号

株式会社讃亜商事

代表取締役　文　秀吉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	691,038
	固定資産	648,640
	繰延資産	350
	合計	1,340,028
負債及び純資産の部	流動負債	15,461
	固定負債	554,333
	株主資本	770,232
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	750,232
	その他利益剰余金	750,232
	（うち当期純損失）	(2,922)
	合計	1,340,028

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

香川県高松市塩上町一丁目六番一七号

（甲）株式会社讃亜商事

代表取締役　文　秀吉

香川県高松市天神前九番一五号

歌谷ビル一Ｆ

（乙）苺愛工房株式会社

代表取締役　文　基源

第13期決算公告

令和８年３月18日

福岡市博多区博多駅南三丁目３番34号

株式会社アクシオン

代表取締役　柴田　靖典

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,675
	固定資産	339,543
	合計	355,219
負債及び純資産の部	流動負債	1,143
	固定負債	332,227
	株主資本	21,847
	資本金	1,000
	利益剰余金	20,847
	繰越利益剰余金	20,847
	（うち当期純損失）	(42,283)
	合計	355,219

第４期決算公告

令和８年３月18日

福岡市博多区博多駅南三丁目３番34号

株式会社柴田産業ホールディングス

代表取締役　柴田　靖典

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,291
	固定資産	2,092,005
	合計	2,136,297
負債及び純資産の部	流動負債	257,270
	固定負債	776,810
	株主資本	1,102,216
	資本金	8,000
	資本剰余金	1,056,195
	その他資本剰余金	1,056,195
	利益剰余金	38,021
	繰越利益剰余金	38,021
	（うち当期純利益）	(30,888)
	合計	2,136,297

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十八日

福岡市博多区博多駅南三丁目三番三四号

（甲）株式会社柴田産業ホールディングス

代表取締役　柴田　靖典

福岡市博多区博多駅南三丁目三番三四号

（乙）株式会社アクシオン

代表取締役　柴田　靖典

第 91 期 決 算 公 告

令和８年２月24日

佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1577番地
西松浦通運株式会社
代表取締役社長　山崎　辰義

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	813,208	流動負債	597,411
固定資産	935,775	固定負債	403,567
繰延資産	7	**負債合計**	**1,000,978**
		株主資本	748,012
		資本金	48,000
		利益剰余金	702,326
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	690,326
		（うち当期純利益）	(14,776)
		自己株式	△2,314
		純資産合計	**748,012**
資産合計	**1,748,990**	**負債・純資産合計**	**1,748,990**

第 48 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

福岡県福岡市博多区那珂一丁目４番27号
株式会社レッツ
代表取締役社長　大庭　孝夫

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,328,841	流動負債	582,786
固定資産	64,175	（うち賞与引当金）	(61,657)
		固定負債	175,301
		株主資本	634,928
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,000
		その他資本剰余金	6,000
		利益剰余金	618,928
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	616,428
		（うち当期純損失）	(41,776)
資産合計	**1,393,016**	**負債・純資産合計**	**1,393,016**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　東京都台東区浅草六丁目16番３号
アドバンテック株式会社
代表取締役　陳　清熙

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,693	流動負債	3,313
固定資産	1,765	固定負債	256
		退職給付引当金	256
		株主資本	6,888
		資本金	60
		資本剰余金	1,035
		その他資本剰余金	1,035
		利益剰余金	5,793
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	5,783
		（うち当期純利益）	(935)
合計	**10,458**	**合計**	**10,458**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年３月12日　東京都大田区大森西四丁目17番35号
株式会社金門光波
代表取締役社長　石田　高久

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	284,007	流動負債	279,833
固定資産	43,331	賞与引当金	2,345
繰延資産	0	固定負債	46,459
		退職給付引当金	9,044
		株主資本	1,046
		資本金	10,000
		利益剰余金	△1,453
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△3,953
		（うち当期純損失）	(64,388)
		自己株式	△7,500
合計	**327,339**	**合計**	**327,339**

第 43 期 決 算 公 告

令和８年３月18日

兵庫県西宮市六湛寺町９番８号
株式会社ライト建設
代表取締役社長　松﨑　弘芳

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	562,358	流動負債	233,599
固定資産	78,805	固定負債	1,800
		負債合計	**235,399**
		株主資本	405,764
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	355,764
		繰越利益剰余金	355,764
		（うち当期純利益）	(125,575)
		純資産合計	**405,764**
資産合計	**641,164**	**負債・純資産合計**	**641,164**

第 66 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　新潟県三条市西大崎３丁目12番23号
株式会社井関新潟製造所
代表取締役社長　岡本　章文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,643	流動負債	4,303
固定資産	2,784	固定負債	892
有形固定資産	2,614	**負債合計**	**5,195**
無形固定資産	16	株主資本	232
投資等	154	資本金	90
		資本剰余金	210
		その他資本剰余金	210
		利益剰余金	△ 68
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	△ 143
		（うち当期純損失）	(311)
		純資産合計	**232**
資産合計	**5,427**	**負債・純資産合計**	**5,427**

第 76 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　大阪市中央区博労町四丁目５番２号
エース株式会社
代表取締役社長　森下　宏明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,658**	**流動負債**	**1,698**
固定資産	**9,959**	（うち賞与引当金）	(72)
有形固定資産	**2,667**	**固定負債**	**547**
無形固定資産	**174**	（うち役員退職慰労引当金）	(431)
投資その他の資産	**7,116**	**負債合計**	**2,245**
		株主資本	**20,450**
		資本金	1,410
		資本剰余金	35
		資本準備金	35
		利益剰余金	19,004
		利益準備金	352
		その他利益剰余金	18,652
		評価・換算差額等	**921**
		その他有価証券評価差額金	923
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		純資産合計	**21,371**
資産合計	**23,617**	**負債・純資産合計**	**23,617**

損 益 計 算 書 の 要 旨
（令和７年１月１日から令和７年12月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	**27,603**	特別利益	661
売上原価	12,207	特別損失	49
売上総利益	**15,395**	**税引前当期純利益**	**2,843**
販売費及び一般管理費	13,318	法人税、住民税及び事業税	378
営業利益	**2,077**	法人税等調整額	△ 126
営業外収益	206	**当期純利益**	**2,591**
営業外費用	52		
経常利益	**2,231**		

第44期決算公告

令和８年３月18日
岡山県倉敷市新倉敷駅前四丁目52番１号
ワールドクイーン株式会社
代表取締役　沼本　將宏

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,789
	固定資産	99,051
	合計	216,841
負債及び純資産の部	流動負債	72,255
	固定負債	104,114
	株主資本	40,471
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,471
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	30,121
	（うち当期純利益）	(17,238)
	合計	216,841

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月十八日
岡山県倉敷市新倉敷駅前四丁目五二番一号
（甲）ワールドクイーン株式会社
代表取締役　沼本　將宏
岡山県倉敷市新倉敷駅前四丁目五二番一号
（乙）有限会社ポストコム
代表取締役　沼本　將宏

第58期決算公告

令和８年３月18日

静岡県静岡市清水区横砂南町２番１号
株式会社サニーメイズ
代表取締役社長　西内　正美

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,219,601
	固定資産	590,827
	有形固定資産	570,386
	無形固定資産	617
	投資その他の資産	19,823
	資産合計	2,810,428
負債及び純資産の部	流動負債	365,459
	（うち賞与引当金）	(4,589)
	（うち役員賞与引当金）	(4,300)
	固定負債	40,058
	（うち退職給付引当金）	(40,058)
	負債合計	405,517
	株主資本	2,403,763
	資本金	120,000
	利益剰余金	2,283,763
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	2,253,763
	（うち当期純利益）	(370,457)
	評価・換算差額等	1,147
	繰延ヘッジ損益	1,147
	純資産合計	2,404,910
	負債・純資産合計	2,810,428

令和７年度決算公告

令和８年３月18日
愛知県豊橋市佐藤一丁目15番地の１
株式会社杉浦工務店
代表取締役　杉浦　正顕

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,007,371
	固定資産	40,467,947
	資産合計	41,475,318
負債及び純資産の部	流動負債	50,683,647
	株主資本	△9,208,329
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△21,208,329
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	△24,208,329
	（うち当期純損失）	(200,610)
	負債・純資産合計	41,475,318

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九〇〇万円減少し三〇〇万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年四月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年三月十八日
愛知県豊橋市佐藤一丁目一五番地の一
株式会社杉浦工務店
代表取締役　杉浦　正顕

第63期決算公告

令和８年３月18日

福井県あわら市山十楽第１号７番地
福井鋲螺株式会社
代表取締役　打本　純也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,517
	固定資産	17,241
	資産合計	32,758
負債及び純資産の部	流動負債	11,489
	固定負債	1,800
	負債合計	13,289
	株主資本	19,211
	資本金	450
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	18,709
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	18,597
	（うち当期純利益）	(1,231)
	自己株式	△48
	評価・換算差額等	258
	その他有価証券評価差額金	258
	純資産合計	19,469
	負債・純資産合計	32,758

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続し乙・丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）下記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）下記のとおりです。
令和八年三月十八日
東京都足立区竹の塚三丁目一〇番五号ダイアパレス竹の塚四〇一号
（甲）住まいるマルシェ株式会社
代表取締役　久保　和孝
埼玉県草加市高砂二丁目二一番三一号
（乙）有限会社和み建築設計
代表取締役　久保　和孝
埼玉県草加市高砂二丁目二一番三一号
（丙）株式会社アルメール
代表取締役　塙　佳奈美

決算公告

令和８年３月18日
埼玉県草加市高砂二丁目21番31号
株式会社アルメール
代表取締役　塙　佳奈美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,132
	固定資産	2,008
	資産合計	3,140
負債及び純資産の部	流動負債	95
	固定負債	6,070
	株主資本	△3,025
	資本金	3,000
	利益剰余金	△6,025
	その他利益剰余金	△6,025
	（うち当期純損失）	(2,404)
	負債・純資産合計	3,140

決算公告

令和８年３月18日
東京都足立区竹の塚三丁目10番５号
ダイアパレス竹の塚401号
住まいるマルシェ株式会社
代表取締役　久保　和孝

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,015,188
	固定資産	108,803
	繰延資産	6,723
	資産合計	1,130,714
負債及び純資産の部	流動負債	442,833
	固定負債	658,075
	株主資本	29,806
	資本金	5,000
	利益剰余金	24,806
	その他利益剰余金	24,806
	（うち当期純利益）	(1,189)
	負債・純資産合計	1,130,714